
平成29年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第 3 日)

議事日程 (第 3 号)

平成29年 3 月 9 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

4 番 音嶋 正吾 議員

1 番 赤木 貴尚 議員

3 番 呼子 好 議員

13番 市山 繁 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第 3 号に同じ)

出席議員 (15名)

1 番 赤木 貴尚君

2 番 土谷 勇二君

3 番 呼子 好君

4 番 音嶋 正吾君

5 番 小金丸益明君

6 番 町田 正一君

8 番 市山 和幸君

9 番 田原 輝男君

10番 豊坂 敏文君

11番 中田 恭一君

12番 久間 進君

13番 市山 繁君

14番 牧永 護君

15番 今西 菊乃君

16番 鵜瀬 和博君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 土谷 勝君 事務局次長 吉井 弘二君

事務局係長 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（鵜瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしく申し上げます。

なお、壱岐市議会基本条例により、質問者に対して市長等に反問権を付与しておりますので、反問権が行使された場合、その時間は議長判断により一般質問の時間を延長いたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、4番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。4番、音嶋議員。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 音嶋 正吾君） 皆さん、おはようございます。通告に従い、4番、音嶋正吾が市長に対し一般質問をいたします。

大きくは2点であります。

第1点目、地域実情に即した地域創生についてであります。

私は、この問題に関しては幾度となく市長に対し御提言を申し上げ、質問をしたことがございます。私は、あくまでも基本的に地域の創生、地域の物事を進める上においては、地域の者に聞

けということが大原則であろうと考えております。

物まね主義に徹しておっても、本当のものは見出せない、みずから地域の住民全てが汗をかき、そして会談を重ね、そして酒を酌み交わすことも必要でありましょう。そうした中で、今後市の長期的な展望をつくり、そして短期的な何をせねばならないか、中期的には何をせねばならないか、その基本となるのは、市が策定しておりますいわゆる振興計画であろうと考えてはおります。

私がまず第一に提言であります、まず地域創生のかなめは、先ほど申しましたように地域のことは地域、地域のみんなと相談をすることであると。そして、地域づくりを展開していく上においては、何より必要であることは、みずからの地域実情を住民が知ること、これは第一の要素ではなかろうかと考えております。

そうした面によりまして、今回市長は、いわゆるフジビズ、小出さんをこの前お招きして講演をなさいました。そして、そのモデルを I k i - B i z として産業支援センターを設立して、壱岐のいわゆる戦略的取り組みを進めていきたいという趣旨のお考えであろうかと思っております。

2月26日にセンター長を選任をされたとお聞きをいたしております。私は、このことが成功すればいいかなと思っております。確かに、補助事業でひと・しごと・まちづくりプランのいわゆる補助率50%の事業として、国が交付50%するという事業であろうかと思っております。

そうした取り組みをしておりますが、地元の人間をいかに網羅していくかということが、この事業の最大のネックになろうかと考えておりますので、どういう、簡単にいいです。まだ予算も可決をしておるわけではございませんので、予算委員会で詳しくお尋ねをいたしますので、簡単に説明を願いたい。長くは要りません。予算委員会でじっくり討議をします。

そして、その次に私は今回質問を通告いたしておりますのが、壱岐市も紛れもなく高齢化が加速をいたしております。今現在、壱岐市の65歳以上の人口、すなわち高齢化率は35.45%。といいますのは、100人のうち約36人近くが65歳以上のお年寄りであるという現実であります。

そして、後期高齢者、75歳以上の方でございますが、これも独居老人の方ですね、かつ75歳以上の独居老人の方、これが私も包括支援センターのデータを描出してこの場で発表いたしますが、これが1,199名、約1,200名の方が独居世帯で壱岐島内にお住みであります。これが、今後7年先になりますと、団塊の世代の皆さん方が後期高齢者になられます。

そうして、現在高齢者のいわゆる運転ミスにおきまして、やはりどういいますかね、身体能力が低下しますので、いわゆるアクセルとブレーキの踏み間違い等々で甚大な事故を起こされる。そうした折に、独居世帯の方が前議会で牧永議員のほうから御提案もありましたが、免許証を自主的に返納される方がふえております。それは、今後も団塊の世代が75歳を迎える、高齢化に

向かう過程においては、必ずまだふえることが予測をされます。

そうした折に、現在地方バス路線維持対策事業というのが国が50%、そして県、市でいわゆる赤字分を補填すると、事業計画を策定をし、その分赤字が出た分を策定するという点において、壱岐市においては、本年度も6,922万3,000円相当の予算計上がされております。これを、やはり地域の今の実情にあわせた仕組みに変える必要がありはしないか。早急に今しなさいということではないんですね。

やはり、そうした取り組みを今から始めておかないと、高齢化社会に対応して、例えば市長、例えば今の既成のバス路線がありますよね。既成のバス路線を運行するその壱岐交通さんがずっと運転をする、その点において赤字が出た分をいわゆる補填をするとか、75歳以上のいわゆるお年寄りのワンコイン制度で補填をするということで、今進めておるわけですね。

その停留所までのいわゆる出るまで、いわゆる停留所に行くまでのお年寄りの足となるものも、ひとつ考えることも必要ではないかと。そして、国交省の事業で小型のバス等々を購入した場合の補填等もございます。いかんせんやはり今高齢者の方が、切実に私のほうに電話がございまして、買い物に行っても朝一番のバスで行って、昼間で待たねばいけない。それも、朝昼晩3便しかない。病院に行っても、病弱な体で行って、かえってバスを待ってぐあいが悪くなったというような切実な声を聞きます。

私たちも、やがてあと私が今61でありますので、あと10年先そうなるのか、20年先にそうなるのか、そこまで生きておられるのか、やはり私たちも不安であります。そうした不安を胸に今現在生活されておるお年寄りがおるということで、市としてもやはりコミュニティバスを含めた抜本的な見直しが必要ではないかと考えております。

今までの件に関する市長の簡潔、明快な御答弁を願いたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋正吾議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 4番、音嶋正吾議員の御質問にお答えいたします。

まず、地域の実情に即した地域創生についてということでございまして、地域の地域創生には、地域の人の言葉を聞かなければならない。地域をみんなが自分の地域を知らなければなりません。まさにそのとおりであると思っておりますし、今まで地方創生、あるいはもろもろの計画をつくる中で、そしてまた、今まさに国境離島新法施行の段階の中で、民間会議などなど通して地域の方々の声をお聞きし、その計画に反映させているということを申し上げておきたいと思っております。

まず、地域創生と申しますのは、国では地方創生ということで、第2次安倍政権に掲げられました東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯どめをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策であります。

この地方創生の大きな目的は、人口減少に歯どめをかけるということでありまして、御存じのようにさまざまな方々から施策の御提案をいただき、平成27年10月に壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。住民が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境をつくり出すことを、本市の地方創生の目標といたしております。

一方、地方分権社会、個性を活かし自立した地方をつくることであり、地方の実情に根差した地域の発意と工夫が求められます。地方創生の総合戦略は、まさに地域の特性を生かした各種施策を盛り込んでいるところであります。

その総合戦略に基づいて、平成26年度から国の支援制度を積極的に活用いたしまして、地方創生先行型14事業、上乗せ交付金で5事業、地方創生加速金交付事業で4事業、地方創生推進交付金で3事業、合計で2億800万円余りの事業を行ってまいりました。この金額は、地方自治体の配分枠上限まで採択を受けておるところでございます、もろもろの事業を積極的に展開しておるところでございます。

先ほどIk i -B i zについてのお尋ねがございました。391名の全国の応募者の中から、まず5名を絞り込み、2月26日にそのうち1名を候補として今選考を進めておるところであります。

どういうことかといいますと、まさに先ほど音嶋議員がおっしゃったように、地域のあらゆる産業の所得をふやす、そのためのいわゆる相談といいますか、所得をふやすためのアイデアを与える、そういった方がセンター長でございます。

私も、その5名の方々の面接試験に立会をいたしまして、審査員でございせんけれども、立会をさせていただいたところでございます。本当にすばらしい方々ばかりで、よくそんなにぼんぼんとアイデアが出るなということを感じたところでありまして、このIk i -B i zをぜひとも成功させたいと思っております。

この問題につきましては、後ほど御質問もあるようでございますから、そこで詳しく御説明をいたしたいと思っている次第であります。

それから、次に高齢者の移動手段についてでございます。

65歳以上の高齢者で運転免許証を自主的に返納された方は、平成26年度に23名、壱岐署管内でございます。27年に26名、28年に51名と年々増加しておりまして、平成23年以降の総数は148名が免許証を自主返納なさっております。

そういったこの対象によりまして、先ほど言われますように、ワンコインで75歳以上の高齢者に対して、壱岐交通のバスカードを交付しておるところでございますけれども、利用実績を申し上げますと、平成25年度5万1,250人、平成26年度5万1,000人、平成27年度4万8,563人ございまして、毎年約5万人の方が利用されておられます。

また、壱岐地区タクシー協会が平成28年9月から運転免許証を自主返納した65歳以上の方に、タクシー料金10%割引を実施しております。平成29年1月末までの利用回数は7回でございますけれども、引き続き御利用いただきたいと思っております。

高齢者の運転免許自主返納につきましては、交通事故防止の観点からだけではなく、高齢者の移動手段の確保等、総合的な生活支援策として捉え、今後さらに検討する必要があると考えています。人口減少、少子高齢化が加速する中、路線バスは車を運転しない高齢者の暮らしを支えているわけですが、一方では路線の空白地、高齢者の暮らし、また便数の少ない路線等の課題もございます。路線バスを高齢者にとって利用しやすいものにする事で、自立した日常生活及び社会生活の確保と、買い物等外出する機会がふえれば、健康増進にもつながっていくと考えております。

平成29年度に、地域公共交通網形成計画の策定を予定しておりますが、この計画は住民の移動需要等に基づき策定していくことから、住民の移動に対する意識や行動範囲、利用者のニーズなどを調査する必要があると考えておりますので、高齢者の移動手段としての公共交通の重要性を十分考えておるところでございます。

その高齢者の交通手段を網羅的に把握いたしまして、市全体の移動需要の整理と路線バスの改善点など、洗い出しを行う予定にいたしております。

路線バスは、あらゆる分野において壱岐市民の暮らしを支えておりますが、路線空白地や便数が少ないなどの問題が生じているため、スクールバスの有効活用など、地域の特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせや、観光客も利用しやすいダイヤ、経路などを検討し、住民だけでなく交流交通、交流人口拡大に向けて、地域活性化と連動した計画の策定を目指してまいります。

また、長崎県市長会におきましても、地方バス路線維持対策にかかわる補助要件緩和等について、国、県に対して継続して提言を行っているところでございます。やはり市内唯一のバス路線でございますけれども、壱岐交通の赤字というものも相当大きくなっております。

音嶋議員が御指摘の、バス停までの移動手段、そういったことについても、当然今回の計画で考えていかなければいけませんけれども、壱岐の実態が散村、いわゆる点在家屋が多くあるということで、その辺のものは非常に難しいと思っておりますし、ある地域では、コミュニティバスを市が購入をして、その地域に車そのものを提供して、その地域で運営、運転手も含めて、あるいはそのバスの時刻も含めて、全てをそこにお任せしているという地域もございます。そういったことが壱岐で果たしてできるのか、そういったことを含めて検討してまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 音嶋正吾議員。

○議員（４番 音嶋 正吾君） 私が壱岐市において今後必ず理想とすることは、多くのお年寄りが元気に住んでいただいて、そして子供たちの笑い声が聞こえる、そうしたまちづくりが壱岐の今の現状からすると、最高のまちづくりになるのではないかと思うわけですね。そうした環境づくりをしていていただきたいと。私は物まね主義から、本当の地方創生というのは見出せないということを指摘をして、次に移りたいと思います。

今回の質問の本丸に移りたいと思います。白川市長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

白川市長及び中原副市長が、被告訴人として長崎地方検察庁に公務員職権濫用罪で刑事告訴を受理された問題の経緯と、民主主義の根幹をなす市長選挙に係る投票行為の選択の自由を著しく冒瀆し、地方自治の精神を踏みにじる失態問題についてお尋ねをいたします。

今回の件は、公共放送でありますNHK長崎放送局が２月２２日、イブニング長崎、１８時からの放送です。そして、２３、２４日には全国紙新聞で報道を、地方版として報道をいたしております。非常に壱岐市にとっては、不名誉なことであると私は考えております。

今回のような異状な事態が繰り返されて本当にいいものなのか、市長の裁量権とはそれまでに甚大であるのか、裁量権はそこまで担保されるのか、私は本当に民主主義の根幹を覆す問題であると認識をいたしております。

壱岐市民に対しましては、いずれにしても壱岐市民は重大な市政の信託を市長に委ねておるわけであります。その信託を毀損された恥ずべきことであると考えております。壱岐弁で申し上げましたら、見たんなか限りであります。

現在、いわゆるこの事案に関しましては、直持事件として長崎地検が受理をいたしております。直持事件と申しますのは、告発者が直接検察庁に持ち込み、受理をしたということであります。今在宅捜査が行われ、検察庁により起訴処分とするのか、不起訴処分とするのか、起訴猶予処分とするのかの捜査が行われておるものと認識をいたしております。

いかんせん、私は投票行為、民主主義における投票行為というのは、思想、信託の自由というのがあろうかと思えます。例えば、いいですか、音嶋正吾に投票をしなかったということで例をとみましょう。赤木議員が音嶋正吾に投票をしなかった。彼に私は、ああ、お前はだめだ。私の言うことを聞かない、信頼関係が損ねた。君の言うことは聞かない、そんなことがまかり通るのかと。

私は、ラグビーの精神ではないけど、あの肉弾戦をあれして、ボールを一步でも前へ進め、そしてトライをとろうとする。最終的にはどうなんです。戦い終わったらドローじゃないですか。抱き合って喜んでおるではないですか。それがチームワークじゃないんですか。

一連の新聞報道を、私も市長と告発者のいろんな会話等々も報道等で知り得る限りは調査をいたしてまいりました。今回の件に関しては、副市長は指名委員会の委員長であります。ですね。

副市長、中原副市長は指名委員会の委員長ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）指名委員会の委員長は、入札の回避、固有名詞でもう申し上げます。告発人がはっきりしておりますが、壱岐産業を指名から除外するという結果は出てないはずであります。それを上申して、市長がノーと言ってるはずじゃない。そういう会話がちゃんとございます。

指名委員会の権限は、確かに執行者は市長であります。指名委員会の権限とは何であったのかと私は言わざるを得ない。そのときは多分7名ぐらいの構成員ですかね、指名委員会は。そのうち3名ほど欠席していたやに伺っております。選挙の投票行為でですよ、50年も60年も前の、いいですか、50年も60年も前に地方自治体で行われていたようなことが、今この旧4町が合併をして、一緒にスクラムを組んでいこうかというこういう時代に私はあつてはならない、そのように考えております。

今まで私が申し上げた件に関して、市長の明快なる答弁を求めます。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の2番目の御質問にお答えいたします。

このたび私に対する刑事告訴がなされたとの報道がございました。このような状況が惹起したことにつきまして、私の不徳のいたすところであり、市民の皆様には大変な御迷惑と御心配をおかけしていることをおわび申し上げます。

しかしながら、私は法令の範囲内において職務を遂行しているということを確認をいたしております。ただいまは音嶋議員には、あたかも私が既に告訴されたような発言でございましたけれども、私は刑事告訴でございますから、平たく言えば「白川は犯罪を犯したので、罰してください」という申し立てでございます。

普通、刑事告訴は所轄の警察署へ提出されるようでございますけれども、今回は長崎地方検察庁に提出されたようであります。受け付けがなされたとのことですから、犯罪の立件のため、私は今後事情聴取り取り調べなりの捜査を受けることが予想されます。

音嶋議員は、今告訴人の申し立てが全て正しいことを前提にお話をされておりますけれども、私は基準にのっとり適正に判断した結果であります。告訴が受理されたということで、刑事事件として進行中でございますので、刑事手続の中でしっかりと説明をして、身の潔白を証明していきたいと考えております。この場での発言は控えさせていただきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 市長が今私の質問に対するコメントをされましたが、まさしくそのとおりであろうと思います。今現在、検察庁のほうで捜査をしておるわけでありまして、事実

関係等々を要するに市長並びに中原副市長に聴取があらうかと思ひます。出頭、いわゆる任意で出頭をしてくださいという要請があらうかと思ひます。

そうした中で、私はこの訴訟費用に関して申し上げます。

この訴訟費用というのを、私は市の支出から、財政から出すべきではないと考えております。この件に関して市長はどうお考えでしょうか。まずこの件だけです。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 告訴をされておりますのは、個人、白川博一、個人、中原康壽でございますので、当然のごとく個人の負担で応訴をするということになるかと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） はい、わかりました。それが私は市長としてでなく、白川博一としての当然の義務であらうと思ひますし、そうあるべきと考えております。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 言葉の訂正をいたします。応訴と申しました。そうではございませんで、その個人の負担をもって裁判費用は当然であるということをおし上げておきたいと思ひます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 認識に変わりはありません。

私は、こうした白川市長を本当に信任をしておったわけでは、1期目から2期目ですね。しかし、今期に入りまして、本当に予算執行上の不手際が数多く散見されました。壱岐市立勝本中学校消防用施設工事、壱岐市立小学校消防用施設工事の特定の業者による一社見積もりを採用し、最低制限価格を設定し、特定の業者に落札し、多額の税金が支出された、こうした問題もありました。

そして、芦辺小学校校舎改修工事設計委託業務におきましては、いわゆる委託業務検査調書に完成したと虚偽記載を行い、支払い命令書を回し、支払いを履行し、壱岐市財務規則第54条第1項3号の違反の抵触の恐れが問題。

財政法第11条で、会計年度は4月1日から始まり、3月31日に終わるとなっております。そうしたときの財政法第14条3の繰越明許費の不履行問題、支出予算のうち、その性格またはいいですか、繰越明許費というのは、支出予算のうち性格上または予算成立後、事由により年度内に支出ができないと見込んだときの経緯を、あらかじめ翌年度に繰り越すことができる。この

手続の不履行の問題。

また、芦辺中学校の建設予定地は、かたくなにふれあいグラウンドに新設をするということで進めておりましたが、やはり住民の芦辺町内の、しかも住民の圧倒的多数のやはり安全に対する憂慮から、那賀中学校に決定した問題等々、私は非常にガバナンスに欠けた問題があったと思います。

そして、昨日報道をされておりましたが、こういう議会並びに市長部局を監視する政治倫理審査員も、3年間も選任をしておらなかったと。監視する者がいないわけでありますから、こういう事態が散見されるということは、非常に市民にとっては不安であります。市民の皆さんは、本当に憂慮しておられますよ、どうなるのかと。

確かに、市長は選挙で3名立候補して、見事当選をされました。そういう意味でいったら、信任をされておるといことになろうかと思えます。しかし、3人の得票数を考えた場合に、市長が2人の票を足した過半数には満たないということは事実であります。数字が証明をしております。

しかし、信任はされたわけであります。やはり私は事の発端というのは、何がそうなったのか、政治不信を招いたのかと。住民の信なくんば立たず、いわゆる住民の意志を十分に酌み取って市政を進めていく、このことが若干私は問われておると思えます。

そして、監視機能であります議会の資質も私は問われると思えます。大いに我々も反省せねばならない、その1件を申し上げます。

鶴瀬議長は、芦辺小学校設計業務委託に関する百条委員会の設置を申し上げました。そうした場合に、総務文教委員会に審査意見を付託するというふうに決定をされました。そして、議長のもと、総務文教厚生委員会は、慎重に審議をされたと私は信じております。

しかしながら、昨年の9月議会に平成27年度の決算認定をするようになっております。当工事は、平成27年度の工事であります。よろしいですか、平成27年度の工事だったんですよ。繰り越してはいないわけですから。そうしますと、総務文教厚生常任委員長の委員会審査、この真相を究明する審査報告書を議会に報告する前に、決算特別委員会で採決をしたではありませんか。

元来議会のあるべき姿というのは、要するに審査意見を付して、そして初めて委員会を尊重するならば、それを受けて採決をするのが当然と思うわけです。我々議会も、こうした事態が散見されることは、大いに反省すべきことである、強くそう感じております。私自身もそのように思っております。

こういう一つのガバナンスの欠如が、市民に申しわけないと頭を下げねばならない事態の原因になっておるといことを、指摘をいたしたいと考えております。

市長、今私が申し上げたことに関して、市長はどのようにお考えでしょうか。私は一般論で申し上げたつもりであります。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議会の機能について、私が申し上げることはございません。

今まで音嶋議員の述べられました。しっかりと私としても受けとめさせていただきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 要するに、本題に戻りたいと思いますが、いかんせん検察庁の捜査が今から粛々に行われると考えております。まず時効があるとすれば、私は3年であろうと。この刑事事件の時効は3年であろうと考えております。

要するに、公務員職権濫用罪、いわゆる公務員の地位を利用して職権を濫用したということがあります。この条文で申しますと、要するに、平等に権利を享受することを妨げられたということが、一番私は今回大きなことであろうと思うんです。

私は、検事当局に対しても、捜査当局に対しても思いますよ。こういうことは、例えば白川市長が現在された行為を、この次に新しくなった市長も、「ああ、あのときまかり通ったんだから、私に反対した信頼関係がない。信頼関係がなかに、公共事業を発注することはできないと、権利を与えることはできないと、そういうことが本当になされていいのかなど。私はそういうことがあってはならないと。

なぜこの公務員職権濫用罪、いわゆる指名外しの判例、裁判例、判例というのは最高裁のあれですから、裁判例というのは地裁、高裁の出した判決でありますので、裁判例は何度かございます。最高裁の場合は、東京高裁に差し戻した事件は何例かございます。

なぜ少ないかといいますと、外された人間が泣き寝入りしているんです。選挙で負けたから仕方ないなど、これを容認するなら、この次は市長に逆らえませんか。市長に物を言えませんか。そういう自治がまかり通るんですか。これ壱岐の健全な島の中で、権力を行使するんじゃないんですよ。権威を行使していただきたいと、私はこう考えます。市長、何かありましたら。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私に何かを言わせたいという気持ちが十分伝わってまいります。しかしながら、私は先ほど申しますように、壱岐市建設業指名基準に従ってやったということでございますので、そのことを強く申し上げたいと思っておりますし、ただ1点だけを今強調なさっておられます。私が信頼関係を失ったということ、1点だけでおっしゃっている。

しかしながら、それは今後事情聴取の中で申し上げてまいりたいと思っておりますし、私は信頼関係を一刻も早く回復したいということも御本人に伝えております。そういった中で、それ以外のことにつきましては、先ほど申しましたように、刑事事件の中でお話をしていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋正吾議員。

司法の場で申し上げると言われますが、壱岐市政政治倫理条例の第2条においては、市長並びに議員は高潔を期すために、市民に明らかにすべきと、事実を明らかにするべきと。みずから市長が制定された政治倫理条例には、そのように書いてございます。このことも加味していただきたいなと思っております。

私は、過去の一般質問をひもといてみますと、市長が1期目の最終議会において、私は一般質問の折に、市長は数々の政策に苗を植え、立派に咲いた花もあれば、また時間がかかるものもありましょう、このように申し上げました。それから、これからの政策の苗を見届け、さらに新しい苗を植えるべき、新しい挑戦に堂々と挑んでいただきたいとエールを送った次第であります。

今の市長は、どうしてこう豹変されたのでありましょう。今の市長に期待する術はないと私は申し上げ、一般質問を終わります。答弁は不要であります。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時47分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。1番、赤木議員。

なお、パネル等の使用の許可をいたしておりますので、御了承を願います。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 赤木 貴尚君） 3月11日には、東日本大震災から6年目を迎えます。なおかつ、現在も避難所で被災された方にお見舞いを申し上げるとともに、昨夜は壱岐市で、郷ノ浦町で火災がございました。けがをされた方もおられますので、その点につきましてもお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、1番、赤木貴尚が通告に従いまして市長と教育長に質問をさせていただきたいと思
います。

まず、質問の事項として1点目に、条例・規定の遵守についてということで、市長に対しまし
て大きく2点、そして細かく1点目につきまして2つ、2点目につきまして3つ質問させていた
だきたいと思います。

まず1点目に、壱岐市職員倫理規程というのがございますが、その辺について質問させていた
だきたいと思います。

1番目に、職員の倫理規程遵守のための研修等を行っているのかと。ましてや、回数、頻度、
内容等についてお聞かせ願いたいと思います。

2点目に、この壱岐市職員倫理規程というのは、平成23年に施行されましたが、施行以降壱
岐市職員の倫理規程違反は何件あったかということをお聞きしたいと思います。

2点目に、2番目に、壱岐市政治倫理条例についてお聞きしたいと思います。

この壱岐市政治倫理条例についてということで、1つ目に市長にお答え願いたいんですが、壱
岐市政治倫理条例はなぜ必要かと思われるかということをお聞きしたいと思います。

2番目に、平成21年4月1日から施行され、今日まで壱岐市政治倫理審査会で審議された案
件は何件あるのか、またその案件はどのようなものかということもお聞きしたいと思います。

3つ目に、平成28年5月、壱岐産業を入札除外した件というのがございますが、この件が壱
岐市政治倫理条例に違反している可能性があると思われませんが、このことについて市長の見解を
伺いたいと思います。

以上のことについて、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（鶴瀬 和博君） 赤木議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 1番、赤木貴尚議員の御質問にお答えいたします。

1点目の条例・規定遵守についてということでございます。

その前に、昨日議会の冒頭でおわび申し上げましたけれども、壱岐市政治倫理審査委員の任期
が満了しておりまして、その後の委員選任ができておりませんでした。改めましておわびを申し
上げます。

まず、壱岐市職員倫理規程についてでございまして、その小項目、職員の倫理規程遵守のため
の研修等を行っているかということでございます。

2点目には、平成23年施行以来、壱岐市職員の倫理規程違反は何回あったかということでご
ざいます。

壱岐市職員倫理規程、平成16年訓令第24号でございすけれども、第1条に目的として、

関係業者等との接触等に関し、遵守すべき事項を定めることにより、職務の遂行の公平性に対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する信頼を確保するとされております。

この規程の目的に照らし、職員に対しましてこれまで行いました研修等につきましては、合併後においては4回行っております。

まず、平成21年に公務員としてのあるべき姿の規律、規範を身につけ、公務員倫理の徹底を図り、不祥事防止に取り組むという内容で、全職員を対象としてコンプライアンス研修を開催いたしました。

次に、翌平成22年には、公務員として法令遵守の重要性を再認識し、公務員倫理の徹底を図り、不祥事が起る原因とその対策について研究するという内容で、係長以上の職員を対象に、コンプライアンス研修と公務員倫理研修をそれぞれ実施をいたしました。直近では、平成24年に同様にコンプライアンス研修を行っております。

しかしながら、25年以降人事評価研修、あるいは公会計研修など、法改正等に伴う研修、また本年度においては、財務規則を中心として財務事務全般に理解を深めることを目的に、契約事務研修及び財務会計事務研修などを重点的に実施してきておりまして、職員に対する倫理研修は25年度以降行ってきておりません。

しかしながら、ことあるごとに24時間、365日公務員である、このことを忘れないように職員には常に申しております、今後においても常に高い倫理観と使命感を持って行動ができるよう、職員の意識改革と職場風土の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この訓令の施行以来、この規程に照らしたところでの規律違反は、規程違反は一件もございません。

2点目の壱岐市政治倫理条例についてでございます。

私に対する質問で、壱岐市政治倫理条例はなぜ必要と思うかということでございます。この壱岐市政治倫理条例の必要性は、当該条例の第1条、目的にうたわれているとおりでございます。市民皆様から市政を負託された市議会議員及び市行政を担当しておる私どもが、当然に持つべき行動規範を定めたものであり、その権限や地位を利用して自己または特定の者の利益を図ることのないように定めた条例であります。

2点目の今日まで審議された案件は何件あるか、どのような案件かということでございますが、壱岐市政治倫理審査会の対象となった案件は、今日まで発生をいたしておりません。

この会議につきましては、平成22年2月2日に開催をいたしましたけれども、会議の内容は委員の委嘱状交付6名、そして会長の選任、審査会の概要等の説明であり、案件審議、審査は行われていないというところでございます。

それから、3点目の私への先ほど来問題になっております入札問題について、この本条例に違反している可能性があるということでございます。所見をとということでございますけれども、赤木議員はそれに抵触すると今お考えであるということでございますけれども、私は先ほど来申しますように、あくまで壱岐市建設工事の指名基準にのっとり判断した事案でございまして、政治倫理条例に抵触するとは考えておりません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） それでは、今お答えいただいたことに関して、1つずつ再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、職員倫理規程遵守のための研修等というのが行われていることは、一応理解いたしまして、平成23年以降の施行以来、政治倫理規程違反はゼロ件だということで、職員の方たちはそのように素晴らしい研修を受けて、理解をした上で倫理規程を守っているということが改めてわかりました。ありがとうございました。

2番目の壱岐市政治倫理条例について市長のお答えがありましたので、幾つか少しずつ指摘をしていきたいと思っておりますが、今回の告訴されたことですね、指名除外についてですが、それが壱岐市政治倫理条例のどの部分に抵触しているかということについて今回考えてみました。

市長が平成28年9月会議で、呼子議員への答弁をされたところの、その答弁された言葉を一つずつ検証していきたいと思っております。

まず一番最初に、紙を用意しまして、わかりますよね。これが市長が呼子議員への答弁をされたところです。市長の言葉で、「3番、呼子議員の一般質問、市長選挙において反対業者に対する入札資格者除外措置についてということで御質問を受けました」と、「この質問については、中原副市長に答弁を求められていますけれども、この指示は私がいたしましたので、全責任は私にございます」と答弁されております。

これは、この指示ということは、市長選挙において反対業者に対する入札資格者除外措置ということの指示をされたということになると思っております。

先ほども市長が「政治倫理条例の必要性はどこにあるかということは、目的に書いてある」ということでお話をされましたが、この目的をちょっとパネルを用意します。

政治倫理条例の目的、第1条ですね。「壱岐市政治倫理条例、目的、第1条、この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託に応えるために壱岐市議会議員（「以下議員という」）並びに市長、副市長及び教育長（「以下市長等という」）が、市民全体の奉仕者として人格と倫理向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないように、必要な措置を定めることにより市政に対する市民の信頼に応え

るとともに、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」ということで、市長は必要性、——必要性っていうのは何かということなんですが、ちょっとその文言からいきますが、必要性とは、それが無いとイケない、それをしなければならないというのがいわゆる必要性という言葉です。

市長は、いまさっきもおっしゃいましたが、壱岐市政治倫理条例の必要性は、この目的にあるということですので、この目的のことを言っていますが、このいまさっきの指名外し、指名除外措置の指示をしたということは、この目的の中に、「いやしくもその地位による影響力を不正に行使して」というところに、まずここに抵触してるのではないかなと私は思いますが、まずこの点について、市長はどう思われるかお聞きしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 赤木議員の今のお考え、赤木議員はそうお考えになっているということで受けとめさせていただいております。

私は、全責任が私にあるということは間違いございません。指名委員会の中で、それはトップは副市長でございますけれども、そのことが決裁で上がってまいりました。そういった中で、私は壱岐市建設工事の指名基準にのっとり、私は信頼関係が損なわれているということで、それは除外というか、指名をしなかったと、指名をもう一度、——このことについては、司法の場でお答えさせていただきたいと思っております。

そこで、今赤木議員の考え方がる述べられましたけれども、私はそうは考えていないということをおし上げたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 市長、私は壱岐市政治倫理条例について抵触はないかということでお話を聞いておりますので、司法の場で争うことは、また司法でしっかりやられてください。私は、市長が決められた、この市長みずから決められた条例について抵触してないかということについてお伺いしています。

もう一度改めて言いますが、市長が指示されたのは、市長選挙において反対業者に対する入札資格者除外措置っていうことを指示されたわけですので、先ほど指名基準という言葉は何回かおっしゃってますが、その指名基準は現時点でも私もちょっとよく調べてないのでわかりませんが、市長がやられたことは、市長選挙において反対業者に対する入札資格者除外措置っていうことを指示されたわけですので、まずこのことはそうされたということですね。

指名基準が云々、かんぬんということは、ちょっとまたそれは別な話であって、市長が司法の

場でお話しされることは、それは司法でされてください。今私が言ってるのは、何回も言いますが、壱岐市政政治倫理条例に抵触しないかということをお話ししておりますので、この壱岐市政政治倫理条例のことについて、この場で市長はお話できないのでしょうか。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど申しますように、政治倫理条例には抵触していないと考えておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） まず、今の時点で市長は「抵触してない」とおっしゃっておりますので、それではちょっと次のお話をしていきましょう。

それでは、なぜ入札を除外されたのかということで、市長も先ほどお話をされてますが、信頼関係がなくなったからということでお話をされています。この信頼関係がなくなったというのは、市長選挙で反対した業者だから、信頼関係がなくなったというところでお話をされますが、先ほど必要性として目的で上げられましたこの目的の第2条に1つありますが、これは、壱岐市政政治倫理条例の議員及び市長等の責務というところの第2条にあります。

議員及び市長等の責務第2条、「市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対しみずから進んでその高潔性を明らかにしなければならない」というのが第2条にあります。

高潔性とは何かということですね、まず高潔性、わかりにくいですね。高潔性とは、人柄が立派で、利欲のために心を動かされないことということです。この高潔性を明らかにしなければならないというところで、まず市長は、信頼関係がなくなったということでお話をされていますが、この責務の中に、「議員及び市長は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し」というところになっているんですが、本来市民から信頼されなければいけないのが、市長がその市民を信頼がなくなったという答弁をされているところが、私はどうも引っかかるということで、これは明らかに私が考えるには、市長の自己の利益、個人的な利益のために入札を除外したのではないかなというところで、まずこの第2条の「議員及び市長は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対しみずから進んでその高潔性を明らかにしなければならない」というところについて、抵触すると思われませんが、市長はこの点についてどのようにお考えですか。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） みずから高潔性をあらわさなきゃいけない、そのとおりだと思います。

残念ながら私には、議員が求められるまでの高潔性はないかもしれませんが、私は先ほど

から申しますように、あくまで法令にのっとって行ったということでございますから、私はそのことによって、思いや高潔性は全くないということには当たらないと思いますし、それは私もそうでございますし、議員皆様方、副市長、教育長も一緒でございます。そのことについて、やはり高潔性を保つように努力していきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） この議員及び市長等の責務の2番に、「議員及び市長等は、常に市民全体の利益を擁護し、いやしくも特定の個人、団体の利益を求めて公共利益を損なうようなことがあってはならない」ということがあります。

ここでもう一度言いますが、「議員及び市長等は、常に市民全体の利益を擁護し」という言葉があります。擁護、——擁護とは何か。常に市民全体の利益を擁護し、擁護というのは、侵害や危害からかばい守ることということです。これは、市民全体のために利益を提供しようと。そのために、いろんな侵害や危害からかばい守ろうと、そういうことを私たち議員及び市長等に責務にしているわけです。

これが壱岐市政治倫理条例になりますが、市長はこの2番の「議員及び市長等は、常に市民全体の利益を擁護し」という文言ですね。また、その後に「いやしくも特定の個人、団体利益を求めて公共利益を損なうようなことがあってはならない」ということで、この擁護というところが、私は一定事業者を入札資格者から除外するということが、この擁護できてないのではないかなと思います。市長はこの擁護できてないという私の指摘についてどう思われるか、お答え願います。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） きょうは大分国語の勉強をさせていただいておりますけれども、今おっしゃるように市民全体の擁護でございます。個人の擁護ではございません。私は市民全体の擁護を常に心がけております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 市長のその力強い市民全体の利益を考えてあるとおっしゃいましたが、そうは言いながらも、自分の選挙に応援されなかった業者を指名から外されたわけですね。それは市民全体の擁護になってないのではないかなと思います。ちょっと擁護ですね、擁護っていうのは、侵害、危害からかばい守ることっていうことです。これ反対の言葉ですね、これは侵害なんです。相手の権利や利益を不当に侵し損害を与えることですね。

本来、私たち議員及び市長の責務は、いわゆる市民全体を擁護しなければいけないんですよ。これが今回市長が入札資格者を除外されたことは、私はこれは侵害してるのじゃないかなと、全く反対の言葉のことをされてるんじゃないかなと。

侵害ですね、相手の権利や利益を不当に侵し、損害を与えること、まさしくこの壱岐産業さんは入札を除外された結果、会社が維持できなくなり、会社を畳まれて従業員さんもやめることになった。まさしくこれは相手の権利や利益を不当に侵し、損害を与えてしまった。

市長は、本来責務として行わなければいけない「議員及び市長等は、常に市民全体の利益を擁護し」ということで、擁護できてないんじゃないかなと思います、この点について市長の御見解をお願いします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今その文章をもう一度よく読んでいただきたいと思います。不当に侵害したと、不当にということは、あなたは私が法を犯しているということを言っておられるんです。私は、うちの規則にのっとって対処したわけですから、不当というのには当たらないと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） ちょっと今の不当っていうところは、どこが当たるかわかりませんが、私はこの議員及び市長の責務の中の2ですね、「議員及び市長等は、常に市民全体の利益を擁護し」というところですので、この中に不当という言葉は全くありませんので。

○市長（白川 博一君） 侵害があるじゃないですか。侵害を見てください。侵害の、……。

○議員（1番 赤木 貴尚君） いや、市長、手を挙げて発言されてください。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） その侵害の意味の中にですね、不当に利益をとということ、「不当に侵し損害を与える」と書いてあるわけです。私は、その不当にということ、私は不当だと思ってないということを申し上げてるんです。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 市長はこの侵害をしてないということですね。

○市長（白川 博一君） 不当にしてない。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 私はですね、今比較ですね、本来、——議長、いいですか。

○議長（鶴瀬 和博君） はい。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 議員及び市長等の責務の中の2に、「議員及び市長等は、常に市民全体の利益を擁護し」という言葉がありますと。その中の擁護ができていないのではないかと、ということで、その擁護の反対の言葉で侵害、市長はこれは擁護できずに、侵害されているのではないかと、ということ指摘させていただいたわけですが、このことの侵害の中に不当があるから、市長は私は不当じゃないということをおっしゃりたいわけでしょうか。よろしいですか。

はい、市長がそうおっしゃるなら、不当ではないということで、私の指摘とはまたちょっと話が食い違っておりますが、市長は不当に相手の権利や利益を不当に侵して損害を与えてないということで、擁護できてるという見識ということですね。はい。

それは聞いてある方が、それが市長が不当に市長の地位を活かして指名を外したということじゃないということで、市長が思われてるということですが、今市長が幾つかお話しされた中で、以上3点ですね、これの政治倫理基準の2で考えますと、以上の3点をこの政治倫理の基準の2に書いてありますが、「議員及び市長等は、前項の政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、みずから誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない」ですか、いいですかね、「議員及び市長等は、前項の政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、みずから誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない」ということが書いてあります。

このことを私なりに解釈しますと、市長はこういうふうな今私が指摘した3点、それ以外にも多分きょうお集まりの方なり、議員の皆さんは、ちょっとおかしいなと、これは疑惑があるなというふうに思われた方がおられるかもしれません。私は、この政治倫理基準のことを考えると、市長は市民に対してこの「疑惑の解明に当たるとともに」というところでいうと、この疑惑が持たれたことについて、公の場で記者会見等を行って、私はこういうことは疑惑に思われてますが、潔白であると、この議会の場合、以外にも記者会見等をされてはどうかと思います。この提案について市長のお考えをお願いします。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 率直に申し上げまして、その考えはございません。と申しますのも、この今赤木議員がおっしゃりになっている、壱岐市倫理条例の政治倫理条例のことで今お話になって、私の刑事訴追とは別だとおっしゃってますけども、明らかにその申し上げることが、そこに影響するということをはっきりしておるわけでございます。

したがいまして、全然関係ないことを言ってるんだとおっしゃいますけれども、憲法あるいは刑事訴訟法、あるいは民事訴訟法の趣旨にのっとりまして、その答えには発言を控えさせていた

だきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 市長のお考えをもう一つ聞きたいんですが、司法で争われることと、この市長が定められた壱岐市政治倫理条例で、いわゆるこの地方自治で話すことですね、決めることってというのは、同じことなんですかね。

司法のやることと、この場で条例に違反しているんじゃないかというような、いろんな疑義を持たれたことについて説明することとは、全く同じことだから説明はできないというお考えなんですね。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） まさにそのことを判断するのが、政治倫理審査委員会でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 市長がみずから政治倫理委員会のことをお話ししたので、もうちょっとお話をしたいところです。ちょっと時間の都合もあります。

じゃあ、その政治倫理審査委員について、ちょっと幾つか質問をさせていただきたいと思います。もうちょっと頑張れよという声も聞けそうなんですが、ちょっと時間の都合ですので、壱岐市政治倫理審査会について、ちょっと幾つか質問させていただきたいと思いますが、まず今回市長が昨日、3月6日に市民からのお尋ねがあって、政治倫理審査委員が3年間不在であったことに気づいたということをお話しされました。

その時点で、まず市長が3月6日に市民からのお尋ねがあり、確認をしたところ、云々かんぬんということをお話されましたが、確認をしたところって、どこに誰が確認をされたんでしょう。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私は条例もそうでございますけれども、各附属機関の委員を全て任期も全て暗記をしているわけではございません。したがって、確認をしたということでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） ということは、市長が確認をされたんですよ。いわゆるそれどこに確認をされたのかだけ。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 職員は全て壱岐市長の名で仕事をいたしております。したがって、私本人が確認をすとか、担当課長が確認をする、それも全て確認したということになるわけでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 市長が担当課に確認をされたということですね。はい。その担当課に確認をされて、担当課が長崎新聞の取材に担当課の方が14年1月以降の任期満了時に、審査する案件がないとの理由で後任を任命しなかったというお話をされているようですが、案件がないので、後任を任命しなかったというところは、市長のお考えと一緒にだけお伺い願います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） その件については、その返事をした職員が認識が全く間違っておりまして、これはあるにかかわらず、条例違反でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 条例違反というお答えがありましたので、どの条例のことをおっしゃっているのか、ちょっとわからないんですが、どの条例について違反ということでしょうか。市長済いません、お願いします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私が申し上げておるのは、「審査会は6人以内の委員をもって組織する」と書いてあるわけです。「組織することができる」とは書いてないわけです。できるならそれでいいと思います。しかし、組織するという明言をされておりますので、これはこの条例に違反しているということを申し上げております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 済いません、ちょっと勉強不足で、市長のお手間をとりましたが、この審査委員ですね、案件がないというのは、その担当課の方が間違われたということで、担当課の方も慌ててそういう答弁をされたのかなと思います。この市長もその委員の選任に、一人

一人のことはわからないということをお答えされましたが、実はこれ平成24年から平成25年、26年、27年、28年、29年と、今年度も含めて老岐市政政治倫理審査会委員の報酬6人分、7万2,000円が毎年予算計上されていますが、この予算計上されていたことは、市長御存じでしょうか。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） そこまで詳しくは私は記憶をしておりません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 市長の今のお答えには、私もちょっと若干凍りついてしまいましたが、私も今回委員が選任されていないということは、よくないことだなということは思いました。

しかしながら、委員がいるということは、報酬自体が予算計上されているのではないかなということで調べたところ、平成24年は当初で予算も発生して、その後決算もされているようですが、その後平成25年、26年、27年、28年、ましてや今年度も、今回市民の御指摘がなかったら、またもしかしたらこれ委員いないまま予算計上されて、これはもうほんと私たち議員も反省しなければいけないんですが、この委員の存在すらわからずに予算を、私も議員になって4年目ですが、そのままずっとこれを賛成して通してきたというのは、ほんと反省すべきところですが、これ予算計上されていながら、委員が選任されていないと、これ本当に市長、問題だと思うんですよね。

こういう問題点もありながら、今後この政治倫理条例について、ほんとに今までの指摘と、ましてや今回この委員の不在ということに関しては、やっぱり議員もきょう皆さんお聞きの上で、これちょっときちんと市長に何か責任を問うことをしなければいけないなということ、改めて思われると思うんですよね。

だから、これは今後は議員として、議員一丸となって私たち議員も襟を正すことと、市長にも襟を正していただくことは、行動をしなければいけないと思っております。

この委員の選任に関しては、やはり今回市長は早急に委員を選定するというをお話しされました。これ僕疑問に思ったんですが、委員選定は何で今回早急に行うのかということですね。指摘があったからなのか、それもしくは市民から政治倫理審査会を行うようにという案件が上がったから、委員を選任するのか、どちらかちょっと市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今回の御質問は、大変私にはどうしてそんな御質問なされるかな。委員がいなかったからけしからんと、おしかりいただいた。当然のごとく、早急にそれは委員を選任いたしますよ、当然じゃないかと思っておりますけど、おかしいですか。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 市長がほんとけしからんとおっしゃる気持ちもわかりますが、（発言する者あり）ああ、私がですね、済みません。（笑声）そうか、けしからんですね。確かに予算計上しながら、委員が今までいなかったこそけしからんと思います。市長もその件については反省をされていると思いますので、この点については早急に、今年度もあと残すと何日かです。今年度も予算計上されていますので、早急という点でいつまでに選任されるのかだけ、1点お伺いします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 既に選任をいたしました。弁護士2名、大学教授1名、学識経験者3名でございます。任期につきましては、4名の方が29年3月7日から33年3月6日まで、2名の方が29年3月9日から33年3月8日まででございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 既に選任されたということで、1点だけ、実はこれとある自治体で、この政治倫理審査委員に顧問弁護士を入れてちょっと問題になったところがございますが、今回はその顧問弁護士は、その中には入っていないことだけを確認したいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 当然でございます。顧問弁護士などをこれに入れる、それはもうとてもじゃございません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） この委員の選任に関しましては、本当に予算計上されていながら、私たちのチェックも甘かったと思います。今後はほんと政治倫理審査会にかからないことが一番であって、この政治倫理審査委員に、審査会を開かれないような政治倫理を、議員並びに市長等も、みんな襟を正していかなければいけないと思っております。

この件に関して1点お願いというか、御要望がございます。今回この委員に空席があったという

ことは、やはり私たちもチェック機能が甘かったなと反省すべきところです。その点に関しまして、このいろんな委員なり審議会の名簿等を、ぜひできれば議会に資料として提出していただきたいと思いますが、この点についてお伺い願います。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） そのようにいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議員（1番 赤木 貴尚君） それでは、よろしく願います。

市長に対しては以上です。ちょっと時間がございませんので、教育長について最後1点だけ質問させていただきたいと思います。

安全・安心なまちづくりということで、平成29年1月31日火曜日に、4時ごろ壱岐市芦辺町路上で、下校中の児童が黒い車に乗った男性から手招きされた事案が発生しました。

前回も私はお話、提案させていただきましたが、この壱岐の宝と市長も常々おっしゃってます子供たちを守るために、壱岐市内の児童への防犯ブザーの貸与を再度検討すべきだと思いますが、教育長の見解をお願いいたします。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 1番、赤木議員の質問にお答えをいたします。

おっしゃるとおり、12月の会議で同じ質問をいただきました。そのときの答弁が十分でなかったようで、今回の質問になったことと、御指摘の1月31日に起こりました芦辺町中野郷西触における小学校6年生3名が、下校途中に車の中から窓をあけて手招きをされたという事案でございます。

子供たちは、もちろんすぐに逃げました。声はかけられておりません。車は後から追いかけてきておりません。学校のほうからもすぐそのような報告を受け、私どもも事実確認をいたしましたし、学校も警察に連絡もしております。

というのは、この子供たちは、800メートル近く戻って、派出所にそのまま報告をしております。つまり、子供たちの中には、日ごろから指導している「いかのおすし」がしっかり守られて、身についた形として行動につながっております。

この報告を受け、派出所も壱岐署に、壱岐署は県警に、そして今議員がおっしゃった情報は、県警が発出する安心キャッチメールで登録をされている方には、その情報が知らされております。

私どもには、その男性ということまではわかっておりませんでした。黒い帽子とマスクをしていて、子供たちからは性別はわからなかったと、年齢もわからなかったと。その後、派出所のほ

うが児童等に聞いて、その分を情報として県警のほうにまとめて、今のお話になったものと思います。

よって、市教委はそのような報告を受け、壱岐署とすぐに連絡をとりながら、すぐその日のうちに各学校長、幼稚園も含めまして、メールでもって把握した事実の状況をもとにして、学校で安心して指導できる内容も含めて、情報の発信をしております。

学校は職朝での、あるいは帰りの会での教職員での確認と、各学級における指導と、保護者等への呼びかけを各会議の中でさせていただいております。

そのような状況の中で、一体今壱岐市の中では、子供たちの安心・安全を守る地域・保護者・学校との連携がとられているものと思っております。

前回お話になりました11月1日の郷ノ浦町内新道で起こりました事案は、その手をつかまれて、車にそびき込まれようとした。しかし、手を引っかいてでもその走って逃げた子供、そしてすぐ親に報告をした。この逃げる、報告するということが子供たちがしっかりしております。

学校でもこれからまずはしたいと思っておりますので、今後もこのような事案に対する起こらないための指導を徹底させながら、しかし状況はしっかり把握をして、それでも安心・安全が確保できないとなったときには、防犯ブザー等の貸与等も、それは考えなければいけないと。研究の中には入れていることを申し伝えておきます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 赤木貴尚議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 教育長、前回お話をさせていただいて、約1,500人に貸与したときに、約120万円かかるということをおっしゃいました。先輩議員たちも、120万円ぐらいなら何とか押し切れというような御指摘もありながら、教育長にほんと私は子供を持つ親として、いつこれほんとに教育長が踏み切ってくれるのかなということを思いました。

これ教育長、もしかしたら誰か連れ去られて、本当の事件にならない限りは、防犯ブザーを貸与する気がないんじゃないかなと思って、これ事件が起きてからじゃないと貸与しないのか、そうじゃないよと。でも、今でも十分見守りができてよと。見守りができているにもかかわらず、昨年から、——昨年は12月会議で報告があったのが7件事案があつてですよ、今度また1月に1件あつて、ずっと連れ去りじゃなくて声かけだったり、手招きだったり、案件が続いているわけですよ。

教育長は、前回これから壱岐市を日本全国に教育の島として、あるいは治安の優れた島として、いろんな意味で宣伝していくときに、小学生全員にブザーを持たせる島と印象づけるのか、大人を含めて壱岐はブザーが要らない、安全・安心で気持ちよい挨拶を交わす島と宣伝して、人口減少に対する対策に備えるのか。

私は後者、いわゆるブザーを持たせないで、安全・安心な島だということのイメージで、人口減少対策に臨みたいというようなお話がありましたが、これそんなことを言っても、実際事件が起こって、「私は挨拶ができてから、みんなが見守ってるから、事件にならないと思ったんですけど、なっちゃいましたね」じゃあ、やっぱりだめだと思うんですね。

これ僕は、しっかり対策できている島ということで、安全・安心で防犯ブザーも貸与して、声かけ事案があるというのは表に出なくていいんですが、対策ができているよと、子供が安心して過ごせるよ。だから、子育ても子供も一人でも多くふやしましょう。移住者も来てくださいという、本当にきちんと対策できる島になってほしいなと思います。

本当に120万円、多いのか少ないのか、皆さんそれぞれ考えていただいて、新しい学校を建てるのに何億円もかかるのに、その耐震も子供たちの安全対策であろうですが、防犯ブザーを貸与するのも安全・安心のためなんですよ。

この防犯ブザー貸与というのは、不審者対策としては本当に小さな対策だと思うんですよ。この小さなもうほんと120万円、多いか少ないかは皆さんの判断ですが、この対策ができないのにはですよ、もっと教育委員会は大きな対策をすべきですよ。地域安全マップをつくるとかですね、子供たちに安全対策っていうのをしっかり教育する。

声かけ事案だけじゃないんです、安全っていうのはですね。そのほかにも危険な道路とか、川だとか池だとか、そういうところをしっかりと知らせることも、ほかにもやるべきことがいっぱいあります。防犯ブザーの貸与なんて、ほんとに小さな対策です。このことについて、最後教育長の答弁をいただいて終わりたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 安全マップが各学校にきっちりつくっておられること、PTA会長をしている方だったら御存じだと思います。

防犯ブザーを持たせたら、声かけ事案や引き込み事案等は起こらないのか、それはわかりません。しかし、私どもはまず人間が人間としてできる安全予防を精いっぱい努めていくことが、人と人とが織りなす学校教育の中の場所だと考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 時間が過ぎておりますが、簡潔に。許可をいたします。

○議員（1番 赤木 貴尚君） ちょっと今の言葉で忘れてしまったんですが、教育長の今の答え、学校での安全っていうのは、もう先生たちが本当にきちんと頑張られてるので、守られていると思います。今回の声かけ事案というのは、学校以外です。

教育長は、常々帰るまでが学校の管理だと、教育委員会の管理だというふうにおっしゃってま

すが、本当にこの声かけ事案ですね、毎回起こってますよ。市民がこんなに怒ってるのに、教育委員会、教育長は何もしないのかと思ってあると思いますので、時期を見て教育長の御判断をお待ちしております。

以上です。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時51分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番、呼子好議員の登壇をお願いします。呼子議員。

〔呼子 好議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 呼子 好君） 皆さん、こんにちは。

きょうは、私、2件ほど質問をいたすようにしておりますが、その前に、議長にお諮り願いたいと思います。

きょう、中原副市長に対する、私のほうから審査委員長として質問したいと思っておりますので、御答弁のほうをきょうはお願いしたいと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 答弁については市長の許可が要りますので、市長の許可があれば答弁をしていただけたと思います。

○議員（3番 呼子 好君） それでは、私は今回の訴訟について質問をしたいと思っております。

この件につきましては、午前中も2名の方から話がありますように、大変壱岐市としてはトップ2人が訴訟を受けたということで、受理をされたということで、大変遺憾に思っておりますし、その見解あるいは内容等について質問をしたいというふうに思っております。

この件につきましては、前回の9月の一般質問で質問をしたわけでございますが、経過を話をしますと、昨年6月9日に壱岐産業が市長選の報復の、不当として、指名外しをしたわけでございます。

その結果、1月27日に長崎地検が受理をしたということで、大変、半年近く日数がかかったわけでございますが、これには慎重審議の結果だというふうに思っております。

それから、21日にそれが公表されまして、2月の22日に全国紙、テレビでも放映、壱岐の汚点を発したというふうに思っております。

私は、市長、副市長は、議会でも、それで市民に対しても、この議場ではっきりとした謝罪の言葉を欲しいというふうに思っておりますし、その点について、まず市長の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子好議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 長崎地方検察局で告訴状が受け付けられたということは、事実だと思えます。

しかしながら、そのことをもって、私が法令違反を犯しているということではないと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子好議員。

○議員（3番 呼子 好君） 受理されたという認識はあると思いますが、前回のときは告訴しただけで受理はされてなかったんです。今回は受理されたということで、私は市民に対する謝罪の言葉が欲しいなと思っております。もう一度お願いしたいと思えます。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私は先ほど来、申し上げておりますように、法令に従って処理をしたと思っておりますから、現段階で謝罪とか、そういったことは考えておりません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子好議員。

○議員（3番 呼子 好君） 法令の中ではっきりするということですね。

それでは、今後の裁判につきましても当然されるというように思っておりますが、これは午前中の同僚議員の中で質問ありましたように、当然、裁判費用については自分が支払うと、そういう約束をされました。私はそれは当然だろうというふうに思っております。

この経過については、去年の4月12日と14日に、市発注の道路工事の入札が公告されました。そのとき、4路線が公告に載ったわけでございますが、そのとき壱岐産業、入っておったんです。

ところが、4月の22日になって突然中止になったと、このときBクラスという工事関係の方がおられますが、それに参加をしておった人が外されて、そして5月の6日に指名委員会がございまして、この指名委員会の中で壱岐産業さんは外されたということで、これは副市長は審査委

員長でございますから、副市長が指示されたのかどうか御答弁を願いたいと思っています。

○議長（鶴瀬 和博君） 呼子議員、通告をまず一旦全部言っていただいて、それに対してそれぞれ理事者側が答弁するようにしますので、一旦通告をされた分については御質問をお願いしたいと思います。

○議員（3番 呼子 好君） はい、わかりました。

その件、それと事業費が、事業といいますか、そのかわりにAランクの業者が入ってきたと、壱岐産業さんを外してAランクの業者が入ってきたということ。

そして、事業費も変更になったという、そういう話もありますし、市が定める選定基準の第3条に、壱岐産業さんを外すどういう理由があるのか、なぜ指名しなかったのか、そのところを明確にお願いをしたいというふうに思っております。

それと、指名通知の要領に基づいて出さなかったのかどうか、指名委員会の委員長は中原副市長でございますから、そのところも答弁を願いたいというふうに思っております。

それから、この指名委員会の中に市長は口を出す余地はないんです、それは、決裁が上がってから出してあると思いますが、そういうことを繰り返されておるということで、この件につきましては、結果、副市長が判断するような案件とは違うということで市長が出しておると言いますが、公平さを欠く、欠陥基準だというふうに私は思っておるわけでございます。

それと、この通知が来なかったということで、5月の10日に、壱岐産業の社長が中原副市長に面会をしております。なぜ、通知が来ないのかと、そしたら、白川市長を選挙で応援しなかったから指名から外したと、そういうことを言明をされております。

そして、なかなか白川市長と会う機会がなくて、時間がたって、5月の18日に面会を社長等がしておると、そのとき、市長は、指名回避した理由は選挙です。壱岐産業は対立候補を応援した、信頼関係が崩れたので市の発注工事を出せない、前回の選挙も指名外しをしたという、そういう言明をされました。これは、私は行政に対する締めつけだというふうに思っております。

そして、28年5月27日付の市長名で、本村神里線改良工事の競争参加資格なしという認められた理由について、文書が5月30日に届いております、27日に発送して。この5月30日というのは入札の日です。こういう文書が表も、手続も、もうでたらめであるというふうに、文書から見たときになっております。

市が定める入札の様式でない、通知も入札参加申請書提出の期限が10日以内になっておるのを、これは入札になってない、こういう公文書の中に、壱岐市建設工事の条項を書いています、参加資格とは関係がない条項、そして、資格要件では指名停止の期間中ではないという、そういうことがうたわれております。

壱岐産業は、指名停止を受けてない、市が指名停止をすれば通知を出す義務があるわけでござ

いますから、これも来てないという、そういう事務的にでたらめな文書が市としてはやられておるといふ、そういう実態があります。

私は、今回はこの問題についても、監査委員として、きょうはお見えではございませんが、事務の実態を放置してある。そういう見解から、今後、監査委員のほうにも、その見解を求めていきたいというふうに思っております。

以上、後からまたあれを追加しますが、以上についての答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 3番、呼子議員のお尋ねでございますけれども、ただいまお話された内容でございます。表題、本文はでたらめであるとか、あるいは指名停止の義務通知が来ていないとかおっしゃいましたけれども、これらについては、全て壱岐市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱や、壱岐市建設工事の指名基準等の各条項に基づいて、その定められた手続に沿って処理を行っております。

今回の措置は、壱岐市が発注する工事契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領に基づくものではございません。

つまり、指名停止ではなくて、あくまで壱岐市建設工事の指名基準に沿って指名をしなかったものでございますので、ぜひその点を御確認いただきたいと存じます。

また、副市長についての御質問については、副市長にお答えをさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） それでは、指名委員会の委員長としての職務ということで、御答弁を申し上げます。

指名委員長といたしましては、職務基準に沿って処理を行って業務を遂行したという認識を持っております。

以上です。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 壱岐市建設工事制限付き一般競争入札の実施要領の中に、第3条で、制限付き一般競争入札に参加できる者に必要な資格というのがあります。この資格のどこに、今の市長答弁が入るのかどうか。

○議長（鶴瀬 和博君） 中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） 指名基準の中にはそれは入っておりません。

ですから、基準の中では入っておりますが、指名基準の中の要綱の中にございましたので、その関係で基準に沿って処理をいたしたと、そういうことでございます。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 要綱には当てはまるんですね。

それと、先ほどの文書の関係、副市長、文書誤りの関係。

○議長（鵜瀬 和博君） 中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） 文書のございですが、この文書は、先ほど市長が答弁いたしましたように、各種基準にのっとり、要綱に沿って提出をいたしておりますので、何ら不手際はなかったと、そのように思っております。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） これが、一級市道の本村神里線の参加資格なしとの理由の文書です。本来なら、皆さん方が策定した中では、この文書が様式はこれになつとるんです。間違いはないですか。

○議長（鵜瀬 和博君） 手元にあります。中原副市長。文書番号。

呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 参加資格なしと認めた理由は、文書番号も何もないんです、28年5月27日だけで。

○議長（鵜瀬 和博君） 中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） この5月27日の文書につきまして、理由について回答を申し上げます。

その中で、5月10日以降は、係争に至る恐れがある発言があったので、市と係争に至ると判断されるといふ指名基準にのっとりまして、文書を差し上げております。

以上でございます。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議員（3番 呼子 好君） いや、その文書の中身を、この様式じゃなきやだめなんじゃないですかって言ってるんです。

○議長（鵜瀬 和博君） 中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） この回答を出す様式はございません。ですから、このような文書で差し上げております。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議員（3番 呼子 好君） ここの要領の中には、一般競争入札参加資格確認通知書……

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 済みません。不適格者という、そういうあれが様式があるんですよ。これに書くのが当然じゃないんですか。

○議長（鵜瀬 和博君） 様式、執行部のほう。中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） この入札につきましては、電子入札で行っている関係上、様式は電子入札の要綱で、その様式で送付をいたしております。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 納得できませんが、その内容として入札参加資格なしとする理由の中で、市長は「市政に対する痛烈な批判を繰り返えされ」という、そういう文言は入っとるんですね。痛烈な批判とはどういう内容か。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） その内容につきましても、調査の中でお話をしてみたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子好議員。

○議員（3番 呼子 好君） もう法廷じゃなくて、きょう、できませんか。何か問題あります。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほども申し上げましたように、ただいま刑事事件で訴えられておまして、そのことが進行中でございます。

先ほどの一般質問の中でも申し上げましたように、憲法あるいは刑事訴訟法、あるいは民事訴訟法、そういった法律の趣旨にのっとりまして、今は発言を控えさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 先ほど言いますように、前回もこういう事案が起きたということでございまして、これがもう3回目じゃないかなと思っておりますが、それに対する、市長は今後もこういうことをやるのかどうか、2回ですかね。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど来、申し上げておりますように、老岐市建設工事の指名基準に沿って指名をしなかったという、指名停止ではなくて、指名をしなかったということでございまして、過去にも、私、1度そういうことがございました。

しかしながら、信頼が回復いたしましたので、直ちにもとの状況に戻ったところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 指名基準の中身をちょっと教えてください。のっとってという話でございしますが。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） これは、先ほど呼子議員が御提示になりました平成28年5月27日の回答の中に書いておりますように、老岐市建設工事の指名基準第3条第1項第5号、「その他、市長が受注者として不適當であると認めるときは指名しないものとする」という、この条項でございまして。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） その中身は話されないということですね、今は。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） まさに、今、そのことについて私が訴えられておるわけでございます。

ですから、そういった調査のときに、捜査のときに、お話をしたいと思っておる次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） はい、わかりました。

それから、委員長にお伺いします。Bランクを外してAランクを入れたという、そういういきさつを誰が指示したのかどうか、委員長の決裁でやったのかどうか。

○議長（鶴瀬 和博君） 中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） 先ほど市長が答弁をいたしましたように、指名回避でございますので、その関係で設計書を変更したということでございます。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 業者の入れかえですよ、業者の入れかえ、Bランクを落としてAランクを入れたという、そのいきさつ。

○議長（鶴瀬 和博君） 中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） そういうことで私も告訴されているわけでございますから、先ほど申し上げましたように、職務基準に沿って事務を遂行したということでございます。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議員（3番 呼子 好君） 事務を遂行したという……

○議長（鶴瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 済みません、Bランクを落として、そのとき何社Bランクが入札に参加したのか、それでその中の壱岐産業を落としてAランクを入れてきたと、そのいきさつです。それは基準も何もないと思いますが。

○議長（鶴瀬 和博君） 中原副市長。

〔副市長（中原 康壽君） 登壇〕

○副市長（中原 康壽君） ただいま係争中でございますので、そういったものは司法で訴えていきたいと、そのように思っております。

〔副市長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） ちょっと答弁がなかなか得られませんね。

市長にお尋ねしたいと思います。今回のこの壱岐産業は、7月に公共工事の受注の見込みがないということで廃業しました。従業員も15人抱えておりました。それがほとんどもう再就職の方もおられますし、自分でやっておる方もおるわけでございますが、それだけ迷惑をかかっとなるわけです、市長の一言で。

それに対する市長の、この従業員等に対する心情的なことはございませんか。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 指名をされれば必ずその仕事とれるという確信を持って、そういうお話なのかどうかわかりませんが、指名をしなかったことと、その2カ月後に倒産をされたら、廃業届をなされたということについては、私は言及を避けたいと思っております。

それは、会社の内部の状況等々もございましょう、ただ、指名を外した、そのことが倒産につながったとは考えていないところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） やっぱり業者は、公共事業がなければもう食っていけんわけです、個人のあれだけでは。やっぱりこういうのは外してもらおうと、やっぱりそれぞれ末端の従業員まで響いてくるわけです。そういうのを考えて指名を外されたのか。

理由もなく、後で法廷で話すということですが、余り大きな、私は、壱岐産業さんは別に問題なかったというふうに思っておりますが、それが選挙目当てのことで、こういうふうになったというふうに認識しておりますが、それに対する回答を。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） そのことにつきましては、既に、恐らく捜査のほうの方々が、どうであったのかということは調査済みであると思っておりますし、私も捜査、調査を受けた場合は、素直に自分のことを申し上げたいと思っております。

その辺の、調査に関することについては言及を控えさせていただきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 先ほども言いましたように、従業員に対する心情的な考えは、市長はお持ちですか。もし、あれば、ここで発言をお願いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） そのような件については、発言を控えさせていただきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 私は、一言ぐらいは謝罪をしていいんじゃないかと思っておりますが、それでもしませんか。家族がおるんですよ。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私はあくまで法令に従って、事務をしているということを申し上げたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○市長（白川 博一君） もう一度、済みません。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） もし、この入札の回避が、それが全てそのことにつながったということが実証されれば、私はやはりそれはおわびしなきゃいかんと思っておりますけれども、今、告訴された段階、そして、私がルールに従っていないくてこういう状況が起こっておるということであれば、それはまたいろいろな考えがございますけれども、今の段階で、私は法令遵守をして、職務を遂行しているということを申し上げたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） もう大半が、この指名外しの関係でやめたんですよ、もう80%は。それが家族に対しても、そういう市長の心情的な言葉が出ないと、大変残念です。

再度、もし何かあれば——ない。はい、わかりました。もう法廷で争うという言葉も、これも変わらないわけでございまして、もし市長は法廷で負けた場合どうするのか。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私は真摯にこのことに向き合っております。「たら」とか「れば」とか、そういう将来の不確定なことについてはお話はできません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） この件については、今議会の最終日に、真相究明のために百条委員会の設置を委員会に提出したいと、そういう予定をしておりますので、これについても御理解を願いたいというふうに思っております。

それから、先ほども出ておりましたように、壱岐市の政治倫理審査会、これについても、きのう、市長は釈明されました。報道はその前の日にされております。

いわば、こういうのを、議会も休会だったとは思っておりますが、早くやっぱりそういう釈明というのはする必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますし、この委員の任命につ

いては、もう既に終わったということですので、今回のこの指名外しにつきましても、この審査委員会の中で私はお諮りをしてはどうかというふうに思っていますが、これに対する市長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 政治倫理条例につきましては、私あるいは市議会の皆さん方の行動について審査請求するものでございますから、私のほうから申し上げることはございません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） これはもう辞令を出されたんですか、6名の方には。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 2人の弁護士さんについては、島外にいらっしゃいますので執行はまだいたしておりませんが、その写しをお送りをして承認をいただいております。

他の4名の方については、壱岐在住でございますので——失礼しました、3名の方が壱岐外でございまして、あとの4名の方については、既に辞令を執行をいたしております。

失礼いたしました、手渡していないのが、大学教授1名、弁護士1名でございまして、4名の方には既に渡しております。

しかしながら、承認をいただいておりますので、先ほど申しますような任期4年間ということになっておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） はい、わかりました。

先ほどの指名外しの関係で、全国でいろいろ事件が起こっておりまして、ここにも二、三、そういう実例が来ておりますが、ほとんど相手側が負けておるといふ、そういう状況で、大きくまた壱岐の汚点を残すんじゃないかなというふうに私は思っておりますし、私は特に市長は離島振興協議会の会長でございます。会長がこういう訴訟を起こされたということで、大変残念でならないわけですが、この点につきましても法廷で争うという、そういう構えでございますので、この件については一応終わりたいというふうに思っております。

それでは、2点目の件でございます。

原発の関係で御答弁をお願いしたいというふうに思っておりますが、東京電力の第一発電所が連続爆破し、炉心等事故によって大きな影響を与えておるといふことで、もう震災から、あす、

あさってで6年目を迎えるわけですが、今でも約8万人ぐらいの避難生活を続けておるとい、そういう状況でございます、私はこの玄海原発につきましては、再稼働の話が、今、出ておりますし、地元の玄海町の町長も前向きな意向のようでございます。

あとは知事の、佐賀知事の決断次第だという、そういう報道が出ておるわけですが、私はこの壱岐の島で暮らすには、玄海原発がある以上、大変危ないというふうに思っています。

壱岐の島から海を隔てて30キロ、対岸には発電所が再稼働に向けて動き出しておるとい、そういうことを話がありますし、壱岐は、私は反対をする必要があるんじゃないかというふうに思っておりますが、白川市長がどういうお考えなのか。

特に、壱岐は恵まれた海の資源を、そして魚介類、島全体の農地あるいは壱岐牛とかアスパラとか、もう全滅する、そういう状況があるわけでございます、原発の放射能がもし出れば、壱岐の島はもう風によっては20分から30分で到達する。もう逃げ場がないと、そういう状況にあるわけでございますので、この再稼働については、ぜひ市長としてはどういう考えをされておるのか、ちょっとお聞かせ願いたいというふうに思っております。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 福島県原発につきましては、今なお帰還困難地域もあるわけでございますけれども、それよりも被害、本当の意味の被害というのは、やはり避難所の方々だと思っております。

避難所の方が、今、テレビでもドキュメンタリー放送されておりますけれども、放射能が来たとか、あるいは学校で、そのことによっていじめを受けたり等々、今なおそういった被害が、本当の意味での心まで痛めるといった、そういった被害があつておるわけでございます。

私は、玄海原子力発電所の再稼働については、これまで過去の一般質問の中でも申し上げました。

また、今3月議会のこの行政報告の中でも述べておりますけれども、玄海原子力発電所は、100%安全と言える施設ではなくて、市民の皆様が不安に思っていること、さらに一旦事故が起きれば、放射能物質による直接的な被害だけでなく、農水産物等への風評被害も予想されます。

このことから壱岐市民皆様の生命、身体、財産と、すばらしい壱岐の島を守るとい視点に立ちまして、玄海原子力発電所の再稼働については、これまでも反対だと申し上げてきておまして、その考えに変わりはないところでございます。

ただ、ここで呼子議員の発言に、ちょっと申し上げておきたいと思っておりますけれども、どんな風が吹いたら二、三十分で壱岐の島に放射性物質が来るのか知りませんが、今の国のシミュレーションでは、そのように短時間では壱岐に来るとい証拠はございませんので、その辺はい

たずらに市民の方々に不安を与えないようお願いいたしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 私が言ったのは、壱岐の平均風速が6メートル以上とされているんです。

原発事故が起こると放射能が、もう冬場にはそれ以上の南風が吹いてくる、そういう中で時速10キロのときに、15キロのやや強い風が吹くと30分で壱岐に来るとい、そういうシミュレーションがあるわけです。

そういう中で、私はもう30分ではどこも逃げ切れない、避難するところもない、牛も約1万頭からおります。それをどこにどうするのか、そういうシミュレーションが全然できてない中で再稼働というのは、私は認められないというふうに思っております、私は根拠もなく20分とか30分って言ったわけじゃなくて、先ほどの風速によっては30分で来るとい、そういうことが言われておるといことを申し添えておきたいと思っております。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） そのことに関しましては、3月21日に、県主催で玄海原子力発電所の再稼働についての説明会がございます。

ぜひ、そういった点は正していただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） この件についても、毎回、毎日というふうに新聞報道が出ておりますし、平戸市長においても再稼働を認めた根拠を説明してほしいというか、そういうことが言われておりますので、ぜひこれについても、佐賀、長崎を含めて、私は反対する必要があるというふうに思っておりますし、議会としても反対決議をする必要があるんじゃないかなという、そういうことを、考えをしておるところでございます。

別に、何かありましたらお願いしたいと思っております。ありませんか。

ないようでしたら、ちょっと1項目のほうで、指名外しの関係で、思わない答弁がありましたので、時間を早く終わったわけでございますが、もう少し私は真摯に対応していただきたいというふうに思っておりますし、ぜひ前向きに、市長もこれについては処理をお願いしたいというふうに思っております。

最後に、市長のほうから見解だけお願いしたいと思っております。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私は、冒頭申し上げました。

呼子議員の話ではなくて、今、私は、白川は犯罪を犯した、罰してくれという、そういった訴えを受けておるわけでございます。そういった中で、私はルールにのっとって、事務処理をしておりますということを申し上げております。

その辺のことで、いや、そうじゃないんだというお考えのもとに、今、発言がっておりますけれども、しかるべく場所で、私の主張を申し上げていきたいと思っている次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 呼子議員。

○議員（3番 呼子 好君） 先ほども言いますように、こういう訴訟を起こされたということ自体は、私は壱岐の恥というふうに思っております。そういうのを認識をして、今後、市政に対する運営をお願いしたいと思っております。

以上で終わりたいと思います。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって呼子好議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。

再開を13時55分とします。

午後1時44分休憩

.....

午後1時55分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、13番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（13番 市山 繁君） 皆さん、こんにちは。朝から大変お疲れさんでございます。私
が本日の一般質問の最後でございます。残り50分でございますので一つお願いいたします。

それでは、13番、市山繁が市長に対しまして一般質問を行います。質問事項は通告に従いまして、大きくは3点、その要旨として何点か掲げておりますので、順次質問いたします。簡潔な御答弁をよろしくお願いいたします。

1項は国境離島新法の施行について。2項は芦辺中学校、旧那賀中学校校舎耐震診断の結果について。3項は壱岐市産業支援センター長の選考についてでございます。少し長いようでござい

ますけど、なるべく短縮して時間内で終わりたいと思っております。

それでは、1項の国境離島新法の施行についてですが、まず、感謝から申し上げたいと思っております。全国の国境離島の島民の悲願でありました「新法」が本年4月から施行されます。この新法の制定には、長崎県の離島出身の国会議員、谷川弥一先生、金子原二郎先生のひとかたなる御努力のたまものであり、ここに敬意と感謝を申し上げます。同時に新法の制定に全国離島の島民の代表として情熱を傾注された全国離振協の会長、白川博一市長を初め、議長会、各議会、そして期成会会長の川崎会長ほか、多くの島民の壱岐の高評が功を奏したとことと私は思っておりますし、これにつきましても感謝を申し上げたいと思っております。その中でも、白川市長が国境離島の出身の会長であったことが大きな強みであったと私は思っております。大変お疲れさまでした。

私たちは、島民はこの新法に希望と期待を込めて取り組んでいかねばと思っております。新法は、1に人口減少の歯どめに向けて、2には離島航路の運賃の低廉化、3に物資輸送の費用負担の軽減、4に滞在型観光の促進、雇用機会の拡充の4つの柱に据えての事業を展開することになっております。

谷川先生からもハッパをかけられておるようでございますが、地方では人口減少の歯どめの対策や雇用の場をつくるには壱岐市でも取り組んでおります。そう簡単にできる問題ではありません。国や県の指導をいただき、みんなが英知を結集して新法の有利な交付金を活用し、その方向性を検討していかなければなりません。

新法であります人口減少の歯どめ策と雇用の場づくりは、島内の1次産業や他の事業では限りがあります。私たち国民は、国は国民をどう守ればいいのかと、そして国民は国にどうしたらいいのかと、地域が栄えれば国も栄えるという観念から見ましても、国境離島の無人化対策防止としては、離島への多くの雇用をするには、国・県が積極的に取り組んでいただかなければ、離島という大きなハンデのある限り、市での誘致は不可能と言えます。

国が企業へ離島進出への好条件を提示して、離島でできる工場とかいろんなことがあります、紹介できれば雇用が増加いたすわけでございますが、これは現在では無理だと思っておりますけれども、今後は、そうしたことも国は考えていくべきと思っております。そうしないと、国境離島の人口減少は私は活性化にならないというふうに思っております。

昭和28年には離島振興法が10年の時限立法で制定され、現在6回延長されております。そして、多くの事業ができております。また、平成24年には地方創生事業が制定され、壱岐市でも多くの提案がありました。今回の新法の柱もその延長であると私は思っております。

新法では新しい企業や事業の拡大には交付金制度が制定されておりますが、4月から施行されます新法の交付金を活用して、新しく企業計画、また事業拡大の計画はされておられるか、また、

いろんな相談を受けておられるか、そういうことに対しまして、ちょっとお尋ねいたしたいと思っております。

次に、人口流出の歯どめについても、これは昭和30年代の田中角栄総理の「日本列島改造論」に伴いまして地方も非常に活気づきました。そうしたことで学校教育も高度化し、進学が進み若者の流出がとめられない状況になりました。それが現在も続いているのが大きな原因だと私は思っております。

歯どめ策は若者の雇用場づくりでありますけどその厳しい状況であります。将来の人口増の策は結婚対策であります。現在、壱岐市にも婚活に取り組んでおりますけれども、結婚、出産、子育てが島内で実現できれば、何年か先には人口増になると私は思っておりますが、これもそうしたゆっくりした考えではできないわけですが、こうしたことを含めて雇用の場づくり、市としてはどのような具体策を研究されておられるのか、お尋ねいたしたいと思っております。

次に、ロですが、人口増加と島の活性化は企業誘致と島の起業であります。私が提言いたしました陸上自衛隊の誘致活動は国境離島新法の施行を機に、強く要望する必要があると私も思っております。このことは市長も同感であり議会でも関係機関へ要望書を提出されておりますが、最近ではほかの離島でも防衛・防災、島の活性化人口増にこれしかないということで、要望をされております。

例を挙げてみますと、一昨年ですか、与那国町を町長選挙でもそれが争点となりまして、誘致賛成の市長が当選をされております。そして現在も配備されておりますが、また、今年の1月の22日、宮古島でも同じような賛成市長が当選されております。そして、お隣の五島市では、昨年議会で議決されて要望されておりましたけど、今年の2月24日、参議院議員外交防衛委員長ほか8名の方が来島されたときに、東シナ海の不安定な情勢や国境離島の重要性を踏まえ、島の防衛機能の強化を求めるといふことの陳情書を直接手渡されております。

そして、人口交流の増にいたしましても、航空運賃につきましても、ORCの利用だけで低廉化となっておりますけれども、福岡空港の民営化も検討されておるみたいです。空港への乗り継ぎも考慮されます。そうしたことで、この壱岐の航空運賃についても将来乗り継ぎがあったときは考えていただければというふうに思っております。

それから、ハです。次に、航路運賃の低廉化については、今回の制度に反するようでございますけれども、一般の見方であって、市長にどうこういうものではないわけですが、島民のためには本当にありがたい制度であります。島を無人化させない施策として航路運賃の低廉化が島民だけがJR並み運賃になるのは、島民にとりまして本当に良い制度でありますけれども、メリットばかりではなく、デメリットの点もあるように思います。

JR運賃とは全国統一であるように見られますが、そうしたいろいろ矛盾したことも意見が出

てくるのではないかと考えております。島に関係のある多くの利用される方には準島民の話が出ておりました。私も当時はそう感じておりましたけれども、準島民の区別も困難でありまして、いろいろ苦情が出てくると私もこういうふうには思っています。

現在、島の活性化と交流人口の増加を掲げているときであります。島外の方たちに疑問を持たれないようなことをせずに、全国統一のJR並みをされたいと私も感じております。制度上できなければJR並みのタイトルを表現するほうが、私はよいじゃないかと感じております。

次に、輸送コスト支援についてですが、また、制度に反することでございますけれども、現在は戦略産品、4品であったのが、今回、農水産品23品目が輸出対象とされ、その中の原材料の輸入をそれぞれ1品までと大幅に見直されておりますが、主要な対象は、1次産業の輸出品目に係る輸入品目になっておりますが、輸出はされておられませんけれども、島の建設業は現在1次産業の役目を十分果たしております。

地域の産業の基礎づくりとなる圃場整備、道路、河川、水路等の工事に使用するコンクリート2次製品は特殊品であり、島の島内には対応できない状態であります。そうした工事材料であり、いわば生物の飼料と同様であります。島内工事の必要に対して輸入品目として対象されますよう、今回だけじゃなく、次にまた要望される時にございますから要望していただきたいというふうには感じております。ただし、島内運送業者が積載する荷物に限るということにしないと、島内運送者の活性化になりませんので、その点検討いただいて要望していただきたいというふうには感じております。

それから、地域社会の一つとされますが、その趣旨は販売拡大による島の活性化とされておりますが、販売拡大首都圏への売り込みなどはどの地域でも考えられることであります。全国の本土も離島も自分たちの特産品を売り込み、取り組みは同じであります。取り組みの原理は需要と供給と生産であります。納入先にコンスタントに納入確約と実行とよい商品であります。それが信頼関係であると私は感じておりますが、実績を上げるにはその基礎づくりが私は大事だと思っております。

自分の苦勞した作物に商品を自分の希望する値段がつけられない状況であります。もうかる農業を目指していかなければ後継者は育たないこととなります。それは農業改革が取り上げております手数料見直し、生産者が意欲を出している六次産業にも取り組む、後継者が魅力を持てるような支援と指導をしていく必要があると私は感じておりますし、売ることも大事ですけども、ほかに対抗できるような基本づくりが私は必要だというふうには感じております。

以上、何点かありましたけれども、早口で申しましたけれども、ひとつ答弁をお願いいたします。

○議長（鶴瀬 和博君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 13番、市山繁議員の一般質問にお答えいたします。

まず、国境離島新法についてのお尋ねでございますが、それに関連して5つの御質問をお受けいたしました。いよいよ4月から国境離島新法は施行されます。

この件につきましては、昨年12月17日に谷川代議士が来島されまして、国境離島新法についての報告会が開催されました。谷川代議士はその中で、「法律はつくった後は市長に託す」ということで強い握手を交わしていただきました。そのとき改めて責任の重さを痛感したところでございます。この法律につきましては、その後も谷川代議士と幾度となくお会いしておりますが、そのたびにハッパをかけられておるところであります。この法律は、国境に面する島々を無人化しないんだという、まさに今、市山繁議員が御指摘の人口減少対策、これに尽きると私は思っておる次第でございます。

そのような中で、壱岐市の取り組みといたしましては、企業支援及び中小企業の売り上げを向上させる、雇用創出と雇用拡大を図るための壱岐市産業支援センターの設置等々を考慮しておりますが、まず、最初の御質問の人口流出の歯どめについて、男性の雇用の場をつくり、婚活・出産・子育てが実現できれば人口減は守られるという御質問でございます。

今、大変、壱岐も人口減少に悩んでおるわけでございますけれども、急速な少子高齢化によりまして、2040年には現在の人口の3分の2程度の1万8,000人まで減少するというように試算されておるところでございます。議員おっしゃるように、男性の雇用の場をつくり、婚活・出産・子育てが実現できれば人口減は守られるという御提言は、平成27年10月に策定いたしました「壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に、仕事が人を呼び人が仕事を呼び込むといった好循環の確立を図るとすることこそ、新たな人の流れを生み出し、まちに活力を取り戻すというふううたっております、その中には結婚・出産・子育て支援プロジェクトとして、出会い・結婚から出産子育てまでの切れ目のない支援を行うことなどを、現在、具体的な取り組みを進めるところでございます。

2番目の御指摘の中には、陸上自衛隊の誘致をぜひ必要であるということでございます。このことにつきましては、現在、壱岐市には海上自衛隊壱岐警備所がございまして、約40名の隊員が配置されております。中には家族も一緒に壱岐に来られている人もおられ、地域の活性化につながっております、経済効果も上がっているところでございます。

さらに、陸上自衛隊の駐屯地が誘致できれば、もちろん主眼は島嶼防衛の強化でありますけれども、その経済効果は非常に大きなものになると思っております。北朝鮮有事に対する住民の方々の御不安もあろうかと思っておりますけれども、駐屯地の利便性のアピールと、市民の皆様へ情報提供した上での御理解を賜りながら、訓練の実施を含め、さまざまな機会を捉えまして、自衛隊

の誘致を働きかけていきたいと考えておるところであります。

3点目の、失礼しました。航空路の運賃の低廉化に伴いまして、関東・関西からの飛行機の乗り継ぎ等々について、新たなチャーター便等の壱岐空港のプログラムも必要じゃないかということでございます。

航空路線は壱岐島民の交通手段としてはもちろんのこと、観光、レジャー、ビジネス及び離島振興という観点からも重要な役割になっておりますので、さらなる路線ダイヤの充実と臨時便・チャーター便を含めた観光客誘致への取り組みが必要であります。

九州R e 島プロジェクトいわゆる壱岐市、対馬市、新上五島、五島市、屋久島が今R e 島プロジェクトに取り組んでおりますけれども、この組織を発展させるということが、現在大きな取り組みでございます。現在、O R Cは2機体制によります長崎・壱岐・対馬、福江・福岡間を結ぶ航路を運航しておりますけれども、その中で便数を調整することで壱岐・長崎間において、現在の朝夕2便の運航に昼間に1便を追加して、1日3便運航ができないかという働きかけを行っております。

また、新規路線への試みといたしまして、壱岐・福岡間につきましても実証試験による運航を働きかけております。仮に長崎線の増便、福岡線の運航が可能となれば、壱岐島民にとってもさらなる生活の安定、利便性の向上につながり関西・関東からの飛行機の乗り継ぎだけで観光客の誘致が可能となることから、旅行商品としても積極的にP Rすることができると思っております。チャーター便につきましても、新たな路線への試みと、交流人口拡大に向けた取り組みとしてO R Cに対し、屋久島・壱岐間を旅行商品として働きかけを行っているところがあります。

また、将来的に1,200メートルの滑走路、1,200メートルでは離発着可能な機種が限られてまいります。路線の存続がかかっておりますので、滑走路の延長につきましても、引き続き県・国に要望してまいりたいと思っております。

次に、島民の要望であった航路運賃の低廉化が実現いたしました。全ての壱岐住民だけではなく、全ての壱岐に来られ方も含めたところのJ R並み運賃を実現してくれということでございます。今、この割引対象全ての方がなるということが本当に望ましいわけでございますけれども、現在のところ国境離島島民割引対象者につきましても、国境離島に居住し住民登録を行っているものとなっております。

また、おっしゃるように、準住民、準島民でございますけれども、この対象につきましても、今後、国の方針が決まり次第、長崎県国境離島航路・航空路運賃連絡会議におきまして協議を行い、その後国との協議を行うということになります。できるだけ多くの方が島民割引を利用し、来島いただくように準島民の対象者を最大限拡大できるよう、要望してまいりたいと考えています。

私が、イメージしております準島民は壱岐市出身者、ふるさと納税者、離島留学生、各地の壱岐の会の会員、そして観光大使など自治体や地域と強くつながりを持つ人、市長が特別定めるもの等々を考えておまして、一回でも多く壱岐へ足を運んでいただくことを期待するものでございます。

次に、輸送コストの問題でございますけれども、輸送コストの支援につきましては、このたび離島新法の制度におきまして、加工品以外の農水産物全般23品目が追加の指定をされたところでございます。

現在、米、野菜、花卉、魚類の4品目で、これは離島活性化交付金でございますけれども、それに加えて23品目が対象となりました。議員御指摘の島の建設業界の資材の搬入に対する補助でございますけれども、この国境離島新法につきましては、島内で生産されたものに係る輸出と、その原材料となるものの輸入が対象となりますので、建設資材によって生産されたものをどこかに輸出する、そういう品目があれば、当然、該当するわけでございますけれども、今のところ私ではそれは思いつかないところではございまして、なかなかそういった製品が島内で生産されて輸出をやるということであれば、該当するかと思うところでございます。

最後の5番目の質問でございますけれども、地域商社が設立されるということ、そしてコンスタントの納入と信頼関係が必要だと、基礎づくりが大事だということでございます。地域商社と6次産業化についてという御質問でございます。

地域商社につきましては、施政方針でも述べさせていただきましたけれども、本年4月に専属の職員を配置いたしまして、商社事業をスタートさせる予定でございます。壱岐産品でおいしくて、魅力あるけれどもさまざまな事情で世に出ていない、宣伝できていない商品を中心に、本商社が広く販売していく計画といたしております。

都市圏での販路拡大、とりわけ首都圏での売り込みでございますけれども、長崎県が4月に東京四谷に設置する「国境の島売り込みセンター」が専門のマーケティング支援員を雇用いたしますので、指導を仰ぎながら連携して取り組みを推進する予定といたしております。

また、6次産業化につきましては、現在、農水産業で推進をしているところでございますけれども、6次産業産品の流通販売につきましては、地域商社がその役割を担えばと考えております。しかしながら、商社といたしましては自走化を国から求められております。組織を維持運営していくためには、手数料は若干取らざるを得ないと考えているところであります。あわせて新商品の開発等の支援につきましても地域商社で計画をいたしておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） 私も早口で市長も早口でやっていただきましたけれども、急が

せてごめんなさい。

1のこの航路運賃の低廉化これについては、私は準も必要です。しかしながら、そこで見比べるのも必要、ほとんど準になれば結構ですが、やっぱり富裕層とかいろいろ来るわけですね。ホームページでもJR並みということは載っておりますから、そうしたことになりますと、JR並みは大阪に行こうが東京に行こうが変わらんわけですから、そういうことに疑問を抱かないように、皆さんその運賃で行くようにしていただきたいというのが私のあれですが、昔から以前から言っておりますけど、海は壱岐の場合はどこでも離島です。海は国道とも言われています。JRになると鉄道になるわけです。

そうしたことで新幹線でも高速道路でも、いろんな過程では相当な維持費、それから建設費もかかっています。そうしたことから見ると、壱岐の運賃ぐらいは微々たるものというふうに思っております。そうしたことを国は改良せんと、この無人化は防げんというふうに思っております。

そして、高田知事も先日新聞に載ってました旧県知事の。本県はほとんどが離島・半島で形成されているので、誘致の面も西の果てであり、航路運賃を大きく下げたり、他県よりうんと努力しないと人口が集まらない、宿命であるというふうに言われておりますけども。

こうしたことで九州郵船は民営化ですから、あの人たちが運賃を下げると経営ができませんから、全てこうしたことは国がやっていただかなければいかんというふうに、国境離島ということは国の境ですから、やっぱりそうしたことを内海の離島とは違うわけですから、その点についてやっぱり検討していただかなければいけないから、これから重点を置いていかなきゃいけないというふうに考えております。

そしてまた、自衛隊の誘致ですが市長も取り組んでいるということですが、もうこれは北朝鮮の弾道弾もそうですが、日本海のEEZにも来ております。そうしたことで侵犯領海とかいろいろあっております。戦争をするわけではございませんけれども、国境の離島は安心安全のあるのがやっぱり防衛ですよ。防衛とそして防災、そうしたことが私は戦争することを言うわけじゃございませんけれども、それがやっぱり安心安全は大事だというふうに思っておりますし、それから活性化にもなるというふうに考えております。

それから、建設業の2次製品についても、これは輸出はしておらんですけども、必需品ですから今後はいただかないと建設業者には別に補助金はありませんので、そうした運送費で幾らか援助してやるというふうなことも考えていただきたいなというふうに思っておりますのでございます。

それから地域商社もそうですけど、地域商社についても手数料を取るわけじゃなかですよ。手数料を往復いろいろ二重に取ったりするようなことが今ありますから、そういうことは省いて、農家の人が少しでもその分をもうかるようにしてやらんと、後継者が続かんとやないかというふ

うに考えておるところでございます。

それについて何かございましたら……。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） まず、島外の方が壱岐にお見えになる。今のところエージェントがつくっております旅行商品、いわゆる団体旅行ですね、についてはオーケーだと言われております。個人については、その辺がまだ厳しい面がございます。ですから、その辺はぜひ今までもそうでございますけれども、今からも船に乗る全ての方が対象となるように運動していきたいと思っております。

それから、手数料でございますけれども、やはり手数料をもしゼロにいたしますと、それこそ農協とか漁協とかがたっていかなわけですね。したがって少なくとも農協などで集めることができない小ロットの少ししかできないようなものも売り出していくわけでございますけれども、そういったところに影響を与えない程度の手数料を取らなきゃいかんと思っておりますし、まさに、そのことによって商社が自立する。いわゆる民間に正直申し上げてお渡しできる、そういったことで進めていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） 私は手数料を取るんじゃないかと、やはりこれは今農業改革も話があっておりますけれども、やっぱり壱岐の農協は力がありますから、直接販売をしてやっぴいかなきゃいかんし、それから地域商社にしましても、どこも一緒ですから、コンスタントに運営できる、今月はこれだけしかできない、そうしたらそういう少量では受けつけませんよということにならんように、私は基礎づくりが主だということを言っておるわけです。

そういうことで、一つ全てについてやっていただきたい。そしたら1項の企業の計画、そして事業拡大の計画とかいろいろ相談が今何件かあっておりますか。その点について。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今の基準で言いますと、創業をすれば600万円を5年間あげますよと、それについては当初一人でもいいということでしたけれども、3名従業員がいるというようなハードルが高くなりまして、非常に厳しいなと思っております。

それから事業を拡大については5名で1,200万円、設備投資を伴えば1,600万円、それを5年間ということでございます。現在、それを例えば2つの事業者あるいは3つの事業者が力を合わせて3名の雇用にして企業は立ち上げられないのかとか、あるいは5名雇用できるという

ところは、島内で限られております。そういった方々に直接私お話を申し上げて、何とか事業拡大していただけないかとかというお願いをしているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） そうした企業の方々もそうしたその制度を利用して、やはり立ち上げるだけではなく長く続いていかなければいけないわけですから、その点を支援をしてやっていただきたいなというふうに思っております。

それから、自衛隊は何度も言いますけれども、よその地域に遅れをとらんように、市長も一生懸命頑張っていておられますけれども、これが国を守るということですからひとつお願いをいたします。国境に住む者の悲願ですからひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次に那賀中学校舎耐震診断の結果についてですが、芦辺中学校舎移転に伴う校舎建設計画につきましては、今までの経緯のとおりでございますが、今回の耐震診断実施に至った経緯と、耐震診断の結果内容と建設経過について申し上げたいと思っておりますが、市長も議会初日の施政方針の中で、耐震診断の結果内容と新築することの判断を示されておられますが、平成28年11月25日には、壱岐市立芦辺中学校舎新築工事の早期着工に関する請願書が提出されております。

この請願書は、所管の総務文教厚生常任委員会の付託でございましたが、7月22日の全員協議会で協議の結果、早期に耐震診断を実施するようにとのことで、平成28年10月12日から29年3月10日までの期間に調査を実施された耐震診断の進捗状況の報告が、平成29年今年の2月1日にありました。その結果、コンクリート強度が国の基準の13.5平方ミリメートル／ニュートン、13.5を下回る数値がございました。数値12.2が一部にあったため、判定委員会より追加調査の実施の指示がっております。

追加調査として4カ所のコア抜き調査を実施して、県建設技術研究センターの強度試験を受けなければなりません。平成29年2月22日市教育委員会より議員各位への耐震診断の結果が速報として報告がございました。技術センター強度試験の結果の速報値暫定値では、A棟1階の④は国の基準よりわずかでありすけれども下回っており、また、追加調査の前のA棟の1階の12.2平方ミリメートル／ニュートン、12.2の数値は最初そうですから残るわけでございます。また、I s 値これは耐震診断の指数でありますけれども、文科省では学校関係は0.7以上、国土交通省では校舎関係では0.6以上、災害拠点地は0.9以上という数値であります。那賀中学校のI s 値は0.33でありました。基準よりわずか0.03しか上回っていないし、耐震工事ほかの数値に近い数値であります。強度の12.2の場所もあり、最低基準の10平方ミリメートル／ニュートンに2.2上回るだけであります。

校舎は築51年の建物であり、耐用年数まであと10年ぐらいであります。強度も年々酸化していくと思われております。たとえ校舎は耐震工事を実施されるとしても、耐震工事には平成28年9月21日教育委員会から提出されておりました校舎の建設費用の概要でも、耐震工事費とは外部の塗装や屋上の防水工事の改修費用であって、現校舎の内部改修取り付け備品、また、6年間も放置されていた床の腐食などは含まれておりません。不足教室も当時4教室は最低不足と言われておりましたが、私は現校舎の現状、生徒数、職員数から見ても6教室以上ぐらいは増築しなければならないというふうに思っています。

市長も総合的勘案した結果、新築することが賢明と判断されており、今回、当初予算にも計上されておりますが、校舎新築工事に係る調査設計業務を計上されております。議会の皆さん方の御理解をいただかなければなりませんけれども、再度、市長の見解をお願いしたいというふうに思っております。

それから、次に、今後の教育環境の整備についてですが、今回のような学校建設耐震工事一般建設工事については、国内で大きな災害の発生によりまして建築基準法や災害危険地域の見直しがあっております。

芦辺中学校がその対象の一つでありますけれども、壱岐市の小中学校は耐震工事、外部の改修工事は大体完了しておるようでございますが、壱岐市の学校校舎は小学校が18校、中学校舎が4校舎、それに体育館がそれぞれ1棟あって、計40棟の校舎がございます。この数多い建物がいつかは改修工事の時期がやってくるわけでございますが、そのときには合併特例債もなく、有利な起債もないかもしれません。今回の芦辺中学校の建設だけではなく、将来のため、当時の政治家は預金や準備金も積み立てていなかったのかと言われるようなことがないようにそれが必要だと思っております。

そして今回、さすが白川市長は今回、学校施設整備基金条例が提案されて、私も同感であります。学校施設整備基金基準の資料を見ましても、当時、建築年度に近い建築物は多くありました。そうしたことで耐用年数が集中しております。更新対象の建物も多く、築31年の校舎が57棟、体育館も18棟、計75棟が対象とされております。

これを国交省の標準単価で計算しますと、校舎で約120億円、体育館で29億円というふうに全部で合計150億円ぐらい要するというふうに試算をされております。これを20年で割りますと、全額負担してみますと年間7億5,000万円であります。一般財源で年間1,000万円積み立ててもほど遠い金額であります。

老朽化が進む学校施設整備に充当される準備金が少しでも多く活用できるよう、今からふるさと納税として皆さん方から尊い寄附金をいただいております。利用目的も子育て教育の希望も多いようです。昨年は2,600万円ぐらいは子育てに使っておりますけれども、備えあれば患いな

しというとおりに、一般財源を繰り入れるか、別に積み立てるかするわけですが、少しでも多くの基金づくりをされてはどうかというふうに思っておりますが、担当課と検討の上、実施されたいというふうに思っております。この2点について。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 市山繁議員の2点目の質問、芦辺中学校校舎、旧那賀中学校校舎耐震診断の結果についてという御質問でございます。

芦辺中学校校舎予定地であります旧那賀中学校の耐震診断の結果につきましては、既にお知らせいたしましたとおり、構造耐震指標のI s値が0.33でございます。これは、地震の振動及び衝撃に対し、崩壊または崩壊する危険性が高い0.3未満をкаろうじて超えている0.03超えている数値でございます。また、コンクリート強度におきましても、国の基準値である13.5ニュートンを下回る12.2ニュートンの数値が一部ございまして、4カ所に追加調査をしたところでございますが、それでも1カ所に耐震基準13.5をわずかに下回る13.4ニュートンという数値出ましたが、この旧那賀中学校校舎につきましては、耐震補強工事は可能であるということで結果が出ております。

議員御指摘のようにI s値の数値が低いこと、築50年が経過し強度もだんだん酸化が進んでくること、不足する教室を増築し、また耐震補強工事と外壁及び屋上防水改修工事以外に約6年間使用していなかったことから、電気設備、機械設備及び内部備品等を調査する必要があるとございます。

現校舎を耐震補強及び改修し、不足教室を増築する場合の費用については、昨年9月の全員協議会で概算費用をお示しいたしましたが、今回の診断の結果を受けて、再度概算見積もりをいたしましたところ7,140万円、工法といたしましては教室内の柱と柱の間に枠付鉄骨ブレース補強が15面と、教室内に新たに1カ所耐震壁の設置も必要となり、教室の面積は狭くなることがわかりました。

耐震補強改修設計管理費あるいは普通教室の増築工事とその他の改修工事、電気設備並びに機械設備等々を今のところ概算で計算いたしますと、3億1,680万円となります。財源といたしましては、国の補助金が5,570万円、合併特例債が2億4,800万円、一般財源が初年度1,310万円となります。

しかしながら、これには6年間使用していないということもありまして、電気施設備及び機械設備等を全てリニューアルするということが、その辺は全く入っておりませんで、その辺を考えますと、その他の工事費がかなりふえることになると予想されます。現在3億1,680万円と申しましたが、これは電気設備、機械設備等が入っておりませんので、かなりふえるということが予想されます。

また、前回の説明で現校舎を解体撤去し、新築する場合の概算費用を申し上げました。解体費用工事、新築工事及び設計費等々合わせまして1億6,240万円ということをお願いしておりました。財源といたしましては、国庫補助金が3億6,190万円、合併特例債が7億6,040万円、一般財源が当初の年度でございますけれども、4,010万円とも見込んでおります。

これらを比較いたしますと、新築と改修の総工事費はかなり大きく違いますけれども、合併特例債の返済期間は15年で、その差が1億5,300万円となります。実質的な市の負担は耐震補強改修工事より新築のほうが合計で1億8,000万円程度多くなりますけれども、耐用年数や将来の改修費、また他の学校も経年による老朽化が進み、今後建築のために多額の費用が想定されることなどを勘案いたしますと、議員御指摘のとおりだと考えておるところでございます。

ちなみに耐震診断の結果を受けて教育委員会の協議の報告を受けております。I s 値が0.33というのは地震の振動及び衝撃に対し、倒壊または崩壊する危険性が高く、建てかえが望ましいという0.3をこえてクリアしていることを不安に感じる。コンクリート強度が国の基準を下回る数字が出ていることに不安を感じる。また、教室棟は約6年近く利用停止していたので、施設設備の劣化や損傷が見られること、また備品等の持ち出しもされており、通常使用している校舎棟の耐震補強改修工事の費用に比べると相当かかると推定される。子供たちにとってふさわしい学習環境の校舎にすることを第一義として考えたとき、将来を見据え財源が確保されるこのとき、議会や市民の皆様の理解を得て、新築できることが望ましいとの報告を受けております。改めて市議会の皆様の御理解、また市民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

次に、教育環境の御質問でございます。

現在、小中学校施設の建物は廃校小中学校及び建築中の芦辺小学舎を除き、校舎が64棟の4万4,374平米、体育館が22棟1万8,451平米でございます。そのほとんどが築30年以上たっておりまして、いずれ改修・改築の時期がまいります。今回、学校施設整備基金条例の提案をしておるところでございます。

また、今年度公共施設等総合管理計画を策定中でありますけれども、議員御指摘のふるさと納税から教育環境整備基金の積み立てをしてはとのことでございます。現在、ふるさと納税の寄附金は実りの島プロジェクト、島の未来を担う人材育成プロジェクト、安全安心で充実したまちづくりくらしプロジェクトの3つのプロジェクトに対し寄附者の意思より寄附を受けつけております。この中で寄附者の意思に沿った形で教育環境整備のための分として積立管理することも可能でございますので、検討させていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） 那賀中学校の新築については、今、市長が申されて、私も同感

でございますけれども、そうすると市長は総合的に懸案した結果、新築することがより賢明と判断されておりますということですから、新築をするということで理解していいわけですね。そして、それでいいですね。リニューアルのことは新築すれば問題ないわけですから。はい、どうぞ。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私が申し上げておりますように、将来のことそして現在のものを考えたときに、新築するという選択がより賢明だと考えておるところであります。議会の御理解を賜りたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） ありがとうございます。それから整備資金については、私もそのようにしていただきたいというふうに思っております。

次に、4分ございますから、3項の壱岐市産業支援センターの選考についてでございますが、先ほどもちょっと触れておりましたけれども、選考のメンバーについては、先進地のフジビズからも選考人として招聘されたと聞いておりましたけれども、この後の選考人は島内からもメンバーの中におられるのかどうか。

そして、2項に391人もの応募があったと、私もびっくりしましたわけですが、中には多額の給料の魅力を感じた方もおられたんじゃないかと思っておりますが、審査は書類審査とお聞きしておりますが、391人の中には学歴等もすばらしい方もおられると思っておりますが、書類審査で5名の方が一次選考とされておりますけれども、面接のない中での選考でございますが苦勞をされたと思っております。どのような審査基準で選考されたのか、一つお尋ねをいたします。これは、悪い意味じゃなくて参考として、お聞かせいただきたいなと思います。

それから、優秀な5名の方が選考され、26日の選考で1名の方がセンター長に内定していると思っておりますけれども、2次試験では一般的に個人面接と作文でありますけれども、壱岐市の将来像を描く長であります。学歴、経験、いろいろなパイプ、情熱、年齢等ほか審査内容があったと思いますが、選考された方々への期待感と感想はどうであったかどうか。

そして、また契約更新も1年間となっておりますが、1年目はいろいろな調査とか相談事であると思っておりますし、そして、また実務は8月からとなっているようでございますが、その後の、8月後の1年になるのか。そして、これが実績が上がれば、私は1,200万円は安いものだと思っておりますが、実績ができない場合は解雇して再募集をされるのかどうか。そして、よそを募集されるのか。

また、スタッフが必要とされておりますけれども、それは市の採用となるのかどうか。セン

ター長はどこの出身か知りませんが、離島の経済状況を把握されているのかどうか。それから、壱岐市の将来を左右される人ではありますが、今後の壱岐市の経済発展に私は期待を寄せておりますけれども、できる範囲でございますから、一つご説明をお願いしたいと思っております。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 3番目のご質問の、壱岐市産業支援センター長の選考についてということでございますが、391名応募がございました。これは、フジビズの小出センター長も驚かれる数字でございます、今までの最高が250名程度だったそうでございます。

そういった中で、書類選考で5名に絞り、2月26日にその5名を面接があったわけでございます。その選考基準と申しますと、人材に必要なのは資格等ではございませんで、能力や適性でございまして、1次審査、2次審査のいずれにおいても、その点を踏まえて審査をされたということでございます。

具体的に申し上げますと、エフビズモデルに求められる能力、適性というのは、卓越したビジネスセンス、高いコミュニケーション能力、相談者である事業者を敬い、ともにチャレンジする情熱、この3点だということでございます。

こういったことで、私もそこに傍聴者でございますけれども立会させていただきました。すごいなと、正直申し上げて30歳代がもうほとんどでございまして、41ぐらいまででした。

そういった中で、この中の方々は、そのうち3名は既に自分の企業を持っていらっしゃる、1,200万円ぐらいでどうして来るのですかという方々が3名いらっしゃいました。その中で1名の方を今、選考して、その会社の整理というか後継者に譲ってこないといけないからということで、4月過ぎでないとちょっと来れないということございまして。その後、研修をしていただくために8月ごろからの立ち上げになるということをご理解いただきたいと思っております。

それから、1年で結果はどうかということでございますけれども、その方も4月の中旬ぐらいからお見えいただけると思っていますけれども、1年4カ月くださいということございまして。1年4カ月いただければ、そこに目に見えるものが出てくるという自信を持ったお答えでございました。ぜひそれに期待をしたいと思っております。

また、その再募集と申しますか、それは、私はぜひその人に、まあ、結果的には、とても結果が出なければ、もちろんそうしなければいかんわけですが、私は、その小出センター長がおっしゃるように、5人のうち3人はもう今までのセンター長を上回っていると、3人雇いたいぐらいだとおっしゃいました。私も同感でございまして、その一人を選ぶにも委員の方々は相当な議論を重ねて、お一人を選ばれたようでございます。

それから、職員でございますけれども、一応、壱岐市産業支援センターはその新しく来たセン

ター長のもとに、その産業支援センターで雇用をするということになります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議員（13番 市山 繁君） ありがとうございます。議長、一言よろしいですか。

○議長（鵜瀬 和博君） 所要の時間は過ぎていきますので、手短によろしくお願いします。

○議員（13番 市山 繁君） 先日、小出先生の講演を受けました。そして私たちも本当に吸い込まれるような気持ちでございましたけれども、非常にいいなという感じがいたしましたけれども、その中でも、成功例ばかりが多かったわけで、そして離島についてのあり方については余り触れていなかったから、そうしたことに、離島のことを把握しておる方がおいでですかということをお尋ねをしておったわけですから、今後もそういうことに私も期待をして、終わりたいと思っておりますが、何かございましたら。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 実は、その5人に選ばれた方の中に、お一人、瀬戸内海の島で起業をなさっている方がいらっしゃいました。その方もすばらしかったわけですがけれども、正直、申し上げて残念ながら選に漏れていらっしゃいます。そういったことから小出センター長などは総合的に、さっき申しました情熱、その他コミュニケーション技術、そしてアイデア、そういったものを一番兼ね備えた方を選考されたと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議員（13番 市山 繁君） 時間を延長して申しわけございません。これで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） ぜひ、予算特別委員会もありますので、その中でも十分議論をしていたいただければと思います。

以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、あす3月10日、金曜日午前10時から開きます。なお、あしたも一般質問となっており、2名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継をいたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただけますよう、よろしく申し上げます。

本日はこれで散会いたします。お疲れしました。

午後2時49分散会
